

平成29年2月定例会 常任委員会

商労文教委員会

| | |
|--------|---|
| 委員長名 | 佐藤雅裕 |
| 委員会開催日 | 平成29年3月6日(月)、8日(水)、9日(木)、 10日(金)、13日(月)、16日(木) |
| 所属委員 | 〔副委員長〕 矢島義謙 〔委員〕 伊藤達也 三瓶正栄 吉田英策 佐久間俊男 桜田葉子 太田光秋 宗方保 |



佐藤雅裕委員長

(1) 知事提出議案：可 決…17件

[※知事提出議案はこちら \[PDF\]](#)

(2) 議員提出議案：可 決…4件

：否 決…1件

[※議員提出議案はこちら \[PDF\]](#)

(3) 請 願：採 択…2件

：不 採 択…1件

[※請願はこちら](#)

(3月 6日(月) 商工労働部)

吉田英策委員

補正が全体で476億円の減であるとの話だが、資金を必要としている中小企業や小規模事業者に資金が十分行き渡っているかが心配である。中小企業振興基本条例改正も今定例会で提案されているが、そうした中でグループ補助金や企業立地補助金の減額が大きいのではないかとの印象を持っている。この間、補助金に対する不正受給が問題になる事例もあったが、必要などころには十分な資金が行き渡ること、中小企業の支援をしなければいけないことは当然だと思う。今回の減額を、それらの補助金や中小企業支援との関係でどう考えるか。

経営金融課長

グループ補助金については今年度の当初予算で244億円を計上している。内訳としては、過去に一旦交付決定をしたが事業がなかなかできず、明許繰越、事故繰越を終えてもう一度交付決定しなければならない案件が大体83億円ある。また、平成27年度に申請があったが、書類等の調整があつて27年度に交付決定できなかったものが26億円ある。さらに28年度の新規案件として135億円ほど見込んでいた。この135億円というのは、26、27年度2年間の平均が120億円ほどであったため、少し余裕を見て135億円と積算し計上した。

實際上、再交付案件や27年度に交付できなかった案件については予定どおり交付決定をしたが、新規案件は予想を大幅

に下回って申請件数自体が非常に少なく、19億円にとどまった関係で、今回の補正をお願いしている。

その要因としては、震災後5年を経過して申請件数の減少傾向が急激に加速し、こちらの見込みよりも件数が少なかったことと、事業再開等補助金ができた関係で、グループを組む必要がないため、こちらに少し流れたと思う。また、申請1件当たりの申請金額がこれまでの平均よりも大分少なくなっている。そういう事情もあって全体的に19億円の交付にとどまったと考えている。

企業立地課長

企業立地補助金の減額等については、当初予算については、平成27年度の事業者に対する聞き取り状況等を踏まえ、約460億円を計上している。

今般、約320億円の所要見込みとなったので、約140億円の減額である。この補助金は、まず当初に全体の企業の投資について指定して設備投資してもらい、完了した時点で内容確認して補助金を支払う手続を踏むが、各事業者の内容を確認すると、円高や国内景気などの経済状況が変動して、国内工場の生産計画や生産体制の見直し、さらには顧客からの注文状況の変更に伴う導入設備や投資計画の見直し、資材高騰や施工業者の人員不足等による設備の納入や設置の大幅なおくれ等により、当初28年度内に完了を予定していたものが29年度以降にずれ込むことが判明したもので、今回大幅な減額となった。

今回減額した補助金については、29年度に事業が完了すれば支払う予定であるので、その分については当初予算に計上している。なお、改めて企業の実情を踏まえながら予算が適正に執行できるように状況確認をしていきたい。

吉田英策委員

一定の復興が進んだ中での減額補正だと思う。まだまだ、避難先で事業再開したり戻って事業再開した小規模の事業者を含めて、こうした補助金関係が必要だという方々が多くいると思う。今回帰還して事業再開する方もいれば、避難先で事業再開、商売する方もいる。商工労働部長が代表質問の答弁で、帰還困難区域からの避難者については同等の補助をすると述べ、それは当然だとの思いで聞いたが、避難先で事業再開する方についても同等の補助金にすべきと思う。この点についてはどうか。

経営金融課長

事業再開等支援補助金の関係だと思う。12市町村の外で今回の補助金を使って事業再開する方については、これまで補助率が3分の1となっている。帰還困難区域等の事業者がなかなか事業に着手できないこともあり、部長から答弁したように、来年度から4分の3にすることで今検討を進めている。

帰還困難区域以外の事業者については、今回の事業の目的が、12市町村になるべく戻ってもらい、雇用やまちづくりを進めていく、それによって住民の帰還を促進していくことという点もある。委員指摘のとおり、個々の事業者からすれば確かに差をつけるべきではないとの意見も多数あり、当然こちらとしてもわかっている部分であるが、實際上、12市町村に戻って事業を行うことによって雇用やまち機能を回復し、住民の帰還を促進するという事業の目的もあるので、こちらは今までどおりとしたい。

佐藤雅裕委員長

吉田委員に述べるが、当初予算と整理しながら質問願う。

吉田英策委員

引き続き、中小企業、小規模事業者への支援を強めるよう願う。

佐久間俊男委員

商22ページの国内観光推進費、観光施設管理事業について、繰越明許でも説明があったが、くろがね小屋のトイレの整備事業とのことである。事業の中身も含めて、もう少し詳しく説明願う。

観光交流課長

こちらはくろがね小屋のトイレ改修で予算計上しているが、県北建設事務所の協力で設計を組んで入札している。山小屋の中のトイレ工事であるため、なかなか応札する業者がおらず、その原因を踏まえながら、県北建設事務所のアドバイスを受け、繰り越しを早期に解消するように努めたい。

佐久間俊男委員

観光は本県の大きな一つの柱として事業を推進してきた。特に安達太良山となると、多くの方がこれから5、6月にかけて登山をする。観光地においてトイレが整備されないことは、本県のイメージが、観光を推進していたとしてもなかなか観光客には受け入れてもらえないこともあると思う。その辺も含めて、今後の見通しはどう考えるか。

観光交流課長

委員指摘のとおりである。特に最近シニア世代はもちろん若い女性も山ガールやトレッキングなど、山に対する興味が高まっているので、この問題も早期に応札してもらえるように、設計の内部を詰めて進めていきたい。

太田光秋委員

商11ページ、先ほどもあった事業再開等支援事業だが、大体13億円の減額になっている。これについて申請数と決定した数、申請してもだめだった件数を聞く。

経営金融課長

事業再開等補助金については第2次公募まで終わっているが、申請件数は全体で517件である。そのうち交付決定したものが381件、取り下げが40件、不採択が96件となっている。

太田光秋委員

96件という大体100件ぐらいあったとのことで、報道もされたところである。今回の質問にもあったが、これについては、助言や説明、合否の判断がわかりにくいと言われていた。また、合否についても年をまたいでいつになるのかわからないとお叱りの声もたくさんもらった。そういうものを入れ込んでいくと、13億円は今年度中にできたのではないかなと思うが、そのおくれた原因について聞く。

経営金融課長

事業再開等補助金については当初23億6,000万円ほどの予算を計上していた。第1次公募の段階でこちらの想定した件数を上回った関係もあり、9月補正で26億4,000万円を増額補正し、今50億円になっている。それが交付決定の段階で、第2次公募について全体で400件弱の申請件数があり、その審査に少し時間がかかった。

また、審査内容がわかりにくいとのことで、今第3次公募を行う中では明示しているが、例えば補助事業者の適格性を持っているか、事業者該当するか、今回の事業の目的である事業再開や事業者の事業、なりわいの再建等にどう結びついているのか、雇用や買い物する場などのまち機能の早期回復に結びつくかといった点もちろん、何よりも今回の場合、

単に設備や施設を導入したり、建築したいということではなく、その設備や施設がどのような形で使われていくのかについて事業計画をつくってもらっている。我々の審査の段階で、事業計画の妥当性の関係、例えばその計画が実現可能性があるのか、また継続的に実施できる見込みがあるのか、そしてその設備や施設が必要不可欠かという点について審査をしている。

實際上私もかなりの件数、500件のうち400件ぐらいは申請書を見た。その中では例えば従業員の人数が非常に少なかったり、従業員がいないのに非常に過大な施設を申請したり、またグループ補助金で一旦事業が終わり、従業員の数が変わらないのに、それにプラスして施設を建てるものがあった。また、設備の追加導入をする場合に、現状では対応できない理由がはっきりしていなかったり、受注の売り上げ見込みがよくわからなかったり、そういう点で必要性や効果がよく見えないものについて不採択となっているものが多い状況である。

先ほど述べたように広報については審査基準を明確にし、今までの反省も踏まえて審査体制をもう一度根本から見直して進もうとしており、早急な事業決定、交付決定に結びつけていきたい。

太田光秋委員

いろいろわからないところもあってそれを是正していくとのことである。課長の話で、過大に出して不採択になった方もいると思うが、実際なぜ落ちたかわからないと言う方もいる。例えば商工会議所を初めとしていろいろレクチャーを受けて計画を出したが、それでもだめだったと言う方もいる。だめだったことを強調されると、そういう事業ではないのではないかとも思う。

あとは当初のほうで話したい。

佐藤雅裕委員長

質問ではないが、いろいろ議論が出ている中で「想定に対して」との説明が随分あった。その想定の前提となっている目標がもともとあったと思う。今回のさまざまな状況の中で想定を下回ったと言うと楽なのだが、県としてここまで何とか事業再開させてにぎわいを取り戻したいという目標があったはずである。それに対してできているかをしっかり評価しながら、それを踏まえて、需要が単に落ちたのかといった分析をし、来年度は見込みに対して何をしたらそこまでいくのかを考えながら取り組むことが必要な段階にあると思う。しっかりやってもらいたい。

(3月 6日 (月) 企業局)

三瓶正栄委員

企業18ページ、田村西部工業団地の件で説明があったが、2万4,018㎡は住友電工の分でよいか。

販売推進担当課長

住友電工ハードメタル(株)への売却によるものである。

吉田英策委員

企業14ページの収入減について土地の売却収益で減額になっているが、詳しい説明を願う。

販売推進担当課長

主な売却収益の減額2億8,100万円であるが、今年度当初では田村西部工業団地、工業の森・新白河C工区、そして新白河ビジネスパークの3拠点で7.2haの販売を見込んでいたが、そのうち新白河ビジネスパークについて、申し込み事業

者の津波原子力補助金などの申請状況を踏まえ、約2.1haの減額補正を計上した。なお、減額となる部分については、補助金の申請手続が順調に進めば次年度に販売の見込みとなっている。

（ 3月 6日（月） 教育庁）

教育長

議案の説明に入る前に、教職員の不祥事について報告し、おわびする。

今月1日、平工業高等学校の非常勤講師が、県外の18歳未満の少女に裸の画像を送らせ、児童ポルノを製造した容疑により逮捕される事案が発生した。

教育委員会においては、本年度、不祥事が相次いだことから、昨年11月には緊急の県立学校長会議を開催し、全教職員にその使命の自覚を促すメッセージを発するなど、不祥事根絶に一丸となって取り組んできた。しかしながら、再びこのような事案が発生したことはまことに遺憾であり、本県教育に対する信頼を裏切る結果となったことを、県議会及び県民の皆様に対し、深くおわびする。

県教育委員会としては、現在、教職員に対する懲戒処分に関し、児童生徒に関係する一部の不祥事について、より厳しい処分を適用できるように検討を進めている。

今後とも、教職員の服務規律の保持を徹底し、不祥事の根絶と県民の教育に対する信頼回復に努めていく。

佐藤雅裕委員長

教育長から話があったが、せっかく皆前を向いて一丸となって取り組んでいる中で、信頼の問題は一旦失うと取り戻すには時間がかかり、大変な作業になってくる。罰則規定を強化したからなくなるのではなく、教職員としての意識、また普通の大人、社会人としてのモラルの部分もあると思う。いろいろと努力しているのは報告を受けているが、今後、社会人としてのあるべき姿を子供たちに見せられる教員になるよう、引き続きしっかりと現場に指導願う。

佐久間俊男委員

教19ページの総合社会教育費で1億4,000万円ほど実績による補正との説明があった。その中でも1「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」が9,300万円ほどの減額、さらには4「子どもの学習支援による地域再生委託事業」が4,600万円ほど減額になっている。

震災以降、本県の教育委員会が福島の子供たちの体力向上のために積極的に取り組んでいることには、常日ごろより感謝している。そういう中で、今回の補正については件数がふえて子供の参加者が減っているのか、あるいは、件数は減っていたとしても子供の参加はふえているのか。内容についてももう少し説明願う。

庁参事兼社会教育課長

まず、ふくしまっ子自然体験・交流活動について約9,300万円ほどの減額である。この予算については、当初、実績をベースに県内のより多くの子供たちが日ごろ経験することができない自然体験やスポーツ活動等を実施できるよう、不足することのない十分な予算を認められて実施してきた経緯がある。

この事業は、震災直後の平成23年度より、野外活動の制限がある中、子供たちの運動不足の解消、心のサポートなどの趣旨で緊急避難的に実施してきた。震災から6年になろうという今、本事業を取り巻く状況にも大きな変化が見られている。

例えば、小中学校での野外活動の制限だと、23年度には420校の制限があった。しかし27年度には0校で、全ての小中学校で開始された。また、本県児童生徒の体力合計点の改善ということで、調査した小学校5年生、中学校2年生両学年

の男女全てで前年度の26年度よりも県平均を上回った。さらには、県スポーツ少年団主催事業の開催回数の回復である。22年度には県の主催で行われるスポーツ大会が9件あったが、23年度にはそれが1件まで減った。そうすると、例えば子供たちがスポーツ少年団でよく土日に父兄の引率や応援で、自分が好きな野球やサッカーをしていたが、それが一度でなくなってしまい、この事業などを利用して。それが年々回復を見せ、27年度には10件まで回復し、もとの状態に戻りつつある。

まだ復興途中ではあるが、震災前の通常の形に戻りつつあることも確かで、本事業への減少にもつながっていると推察している。

もう一つ、「子どもの学習支援による地域再生委託事業」で4,600万円ほどの減額であるが、この事業は大きく2つある。一つは学校支援地域本部事業で、これは22の市町村、学校としては小学校で120校、中学校で59校が実施している。もう一つは放課後子ども教室の推進であるが、37の市町村、117本部110の教室で実施されている。これだけ多くの学校で行われると、例えば風水害等で臨時に休校すると実施できなくなる。インフルエンザ等で出席停止になってしまうと実施できなくなる。各市町村、各本部でそれがちりも積もれば大きな金になって、4,000万円ほどになったと理解願う。

(「実績を答えていない」との声あり)

庁参事兼社会教育課長

失礼した。人数については全て減ってきている。平成28年度の申請数が2,417件で参加人数が約11万3,000人である。27年度の申請数が約2,900件、参加人数が約13万人である。26年度の申請数が約3,700件、参加人数が約14万人である。25年度は約5,200件の申請数で、参加人数が約16万3,000人である。24年度は申請数が約6,300件で参加人数が約18万1,000人である。震災当時23年度は少し多くて約1万2,000件の申請数で、参加人数が約45万人である。

吉田英策委員

教6ページ、被災児童生徒等支援費の中で1億4,800万円減っている被災児童生徒等就学支援事業だが、これは就学援助と捉えてよいと思う。減ってきている理由を詳しく説明願う。またこの間の実績を聞く。

義務教育課長

被災児童生徒等就学支援事業だが、年々該当する子供たちの数が減ってきている。具体的な数字は、平成27年度で幼児、小中学生の該当者が5,905人であった。26年度は6,810人、25年度は7,618人、24年度は1万人、23年度は1万2,914人である。なお、28年度は11月現在で5,478人となっている。

吉田英策委員

就学援助について減っているのは復興が進んできているということかと思う。これは申し込みをすれば100%受けられるのか。

義務教育課長

各市町村が実施主体となっており、それぞれの要件に合うものに対して支給される。

吉田英策委員

詳しい数字は実施市町村ではわかっているが、県ではわからないということか。

義務教育課長

平成28年度の実績については今最終的な確認をしている。

なお、今回1億4,800万円の減額補正の理由は、主に浜通りの市町村で、これまでの実績をベースとして、子供たちが帰還して新たな補助対象者がふえることを想定してやや多目に積んでいたためである。

吉田英策委員

申込数に対する実績を聞いている。

義務教育課長

それぞれの要件は市町村で決めているが、その要件に合って、手を挙げたものに関しては100%支給される。

吉田英策委員

奨学金について、議案第127号と第131号との関係だが、第131号は大学まで範囲を広げるものだと思う。今までも第127号の補正で大学生への奨学金の貸し付けが行われており、これが2,400万円ふえているが、具体的に大学生への奨学金の申し込みや実際の貸し付けが件数としてふえているのか。

もう一つは、篤志家からの5,000万円の寄附をこういう形で利用しようとのことで、そうした大学生への奨学金の申し込みがふえている背景はあるのか。

高校教育課長

委員指摘のとおり、大学等奨学資金の月額貸与及び入学一時金ともに人数がふえる見込みである。月額貸与の申し込みが平成27年度実績より二十数名ふえており、入学一時金についても15名程度ふえる見込みとなっている。大学等奨学資金への申し込みがふえているので基金化して対応すべく、今回の条例改正となっている。

(3月 8日 (水) 教育庁)

桜田葉子委員

教育長説明及び教11ページの「アクティブ・ラーニングによる学力向上推進事業」、「復興を担うアクティブ・ラーナー育成事業」の2つを一緒に説明願う。

まずアクティブ・ラーナー育成事業で、県外先進校で研修するとのことである。どこの高校で、どのような視点をもってその高校を選んだか。また「アクティブ・ラーニングによる学力向上推進事業」では県内の高校を15校指定するとのことである。こちらもどういう視点で高校を選んだか聞く。

高校教育課長

アクティブ・ラーナー教員養成プロジェクトだが、県内の学校はふたば未来学園である。ふたば未来学園では、先進的に復興を担う人材育成ということで、双葉郡内の小中学校で展開しているふるさと創造学を1年次で学び、さらに未来創造探究という特別な学校設定科目を学習している。その学習やさまざまな教科の中で、復興を担う人材となるべく、アクティブ・ラーニングを取り入れた対話的に深い学びを実践しており、評価においても、ルーブリック評価等・・・

(「県外のどこで研修するかである」との声あり)

高校教育課長

申しわけない。県外だが、阪神・淡路大震災からの復興を展開している関西地区の高校や、アクティブ・ラーニングの

手法を主とした探究活動を行っている中高一貫校等を選定し、今後、先進校で研修させていきたい。

もう一つ、「アクティブ・ラーニングによる学力向上推進事業」だが、大学進学ミッション支援事業として、進学をミッションとして深くかかわる高校について、企画コンペを行って各高校に説明させ、課題探究型ワークショップ等の様子を審査して、これから選定していく予定である。

桜田葉子委員

アクティブ・ラーナー育成事業の県外先進校での研修は、どこの高校でやると具体的に決まっていると思う。そこでのようなことが展開されているかを本県の目標とするため、どのような視点で選んでいるのか、具体的な高校の名前を知りたい。

「アクティブ・ラーニングによる学力向上推進事業」ではこれからコンペをするとのことだが、私からするとアクティブ・ラーニングの手法は授業の指導法であり、当たり前と言っては失礼だが、もう既に取り組んでいかなければならない。4月時点で指定するならすぐに取り組んでほしいが、これからコンペなのか。

高校教育課長

まず具体的な学校名であるが、我々が今考えているところは、兵庫県立兵庫高等学校、福井県立若狭高等学校、長野県立屋代高等学校、そして京都市立堀川高等学校の4つである。ここで、震災からの復興や地域課題の探求と、具体的にアクティブ・ラーニングがどのように校内に普及しているか、探究学習のカリキュラム構築がどのようであるかを具体的に研修させる方向で進めている。

もう一つのアクティブ・ラーニングのコンペであるが、予算の議決後すぐにコンペに入り、ミッション等を確認した後、具体的に展開できるよう早急に進めていく段取りをしている。

桜田葉子委員

アクティブ・ラーニングによるいろいろな取り組みが進んでいる中で、この4つの高等学校を選んだと今わかったが、アクティブ・ラーニングを進めている先進校では、その先に具体的にこのような形になったからとか、例えばはっきり東大入学率何%など、具体的なものが必要だと思う。というのは、頑張る学校応援プラン、私は鈴木プランと思っているが、鈴木教育長のもとで新たに取り組もうという今である。今を捉えて全て具体的に進めることが、このプランの一つだと思っており、この4校でこういう結果を生んでいるからここを選んだということが、全ての目標につながると思う。学力向上にどれだけつながるのか、学力向上が教員の指導法にどうつながっていくのかを明確にするのがこのプランだと思っているが、どうか。

高校教育課長

各県において、それぞれ進学校と自負する学校であることは間違いない。

また、兵庫高等学校においては震災からの復興で非常に顕著な実績を持つと我々は認識しており、若狭高校は福井県の教育のあり方を象徴する学校と認識している。京都市立堀川高等学校は、市立の学校でありながらここ10年ほどの間にさまざまな取り組みによって飛躍的にすぐれた多くの人材を輩出し、進学実績をとどろかせており、現場で堀川高校をもう既に見ている学校もあるが、アクティブ・ラーニングの先進校として、各教科においても具体的にどのようなやり方をしているのかを如実に探らせたいと選出した。長野県立屋代高等学校はアクティブ・ラーニングが校内に確実に普及していると認識した学校であり、普及の方法についてどのような形がとられたのかを具体的に研修させたい。

桜田葉子委員

アクティブ・ラーニングに対してこれだけの予算が計上され、そしてこのプランが具現化しようとしているところで、この授業の手法を使ってさらに指導力向上を目指すときに、ようやく互見授業など校内での教員同士の学び合いという言葉も説明があった。アクティブ・ラーニングを通して互見授業にどうつなげていくか。

高校教育課長

アクティブ・ラーニングの手法を教員が認識して具体的に実践している中で、問題点等を教員の視点から見詰め直す。そして問いかけや班づくり、授業構造のあり方等の大きな視点を授業の展開の中に持ち込む意味で、互見授業は大きな力を持つと考えている。簡単に言うと、頭でっかちな授業ではなく、具体性を持って子供たちが生き生きと学び、深い学びに到達していく、その流れをきちんと追える授業を実践して、それを納得させることができる展開力をつけさせるのが互見授業の大きな意味と考えている。

桜田葉子委員

教員の指導力が向上することが学力向上につながり、そこで子供たちが生きる力や自分の夢をかなえる力につながる授業の手法としてアクティブ・ラーニングを使うが、最終的には教員一人一人が互見授業をすることによって指導力向上につながると理解してよいか。

そうなれば、互見授業について説明があつてこういう予算をとつてあるが、どうやって仕組みをつなげていくか。校長が見回すこともあるが、我々が行った富山中部高等学校や御所南小学校においては、互見授業の仕組みがもうできている。コアティーチャーではない。それぞれの学校の中で授業の手法を身につけていかなければ、予算につながっていかないと、もっと互見授業を打ち出してもよいのではないか。

高校教育課長

互見授業は、ある意味、既に文化として各高等学校に根づいている部分もある。具体的に言うと、年間必ず3人の教員の授業に出かけ、授業の内容を書き取り、そこに自分の感想を書いて授業を行った教員に提出し、話し合つてわかつたことを教務に提出するシステムを学校の中で既につくり上げているところもある。互見授業の文化がまるっきりないわけではない。ただ、今互見授業によってアクティブ・ラーニングが広まることは間違いないので、それも一つの方策として、また全体研修等も含み入れつつ、総合的に研修の精度を高めていく動きにしていければと考えている。

桜田葉子委員

一つ確認したいが、アクティブ・ラーニングは高校教育をもとに全県に広め、さらには小中学校にも広めるということだと思う。それとは別に教員一人一人が指導法を持っていることが一番求められている。そうすると互見授業をすることによって一人一人の指導力を向上させる。課長が述べたのは確かにそういうところがあつた。しかし、もっと毎日のように、富山中部高校や御所南小学校のような日々の授業でいつも誰か見ている、誰かが指導してくれる状態は、この予算を見ると、小中学校にまで広げるべきだと思うが、どのような予算の組み方になっているのか。

義務教育課長

小中学校における授業力向上だが、義務教育のほうでは、先ほど教育長から説明した授業スタンダードを今月中に作成して、新年度4月1日から教員がそれを手にして授業改善を行えるようにする。その中で、授業というのは不易と流行の部分があり、これまでも大切にできてこれからも大切にしていかなければいけないこと、一方、時代とともに新しいものを取り入れていかなければいけないことがある。まさに委員指摘のアクティブ・ラーニングの視点も盛り込んで教員が実践していく。

また、先ほど教育長が述べたように、新たに庁内に学力向上支援チームを設ける。これは4名体制であるが、この4名が県内の小中学校を実際に回り、授業スタンダードに基づいた授業が行われているか、アクティブ・ラーニングの視点を重視した授業がどのようになされているかを、校長等とともに見て指導していく。そういった形で教員の指導力向上、子供たちの学力向上に結びつけていきたい。

桜田葉子委員

そうすると小中学校においては、教5ページ、学びのスタンダードの予算につながるの理解でよいか。実際に回ることも大事だが、例えば瀬上小学校なら瀬上小学校の中でそれが日々展開できないと、互見授業につながっていかない。校長の質というか、そこまで入り込む力を持っていなければ校長にはなっていないが、どうもそうではないと感じており、もっとざっくばらんに互見授業のスタイルを全県に広めることがアクティブ・ラーニングにもつながるのではないかと思うが、どうか。

義務教育課長

日々の授業がどう充実していくかは、管理職によるところが非常に大きいと思う。これまで学力向上の会議は各学校の研修担当を集めて行っていたが、新年度は授業スタンダードを定着させるために、1回目の会議で管理職を集める。そこで授業スタンダードの意義や、管理職が中心となって日々の授業の中で先生方にしっかり力をつけてもらう部分を徹底していきたい。

桜田葉子委員

互見授業という言葉を明確にすることによって、教員も「日々互見授業が展開されている。それによって自分自身の指導法、教授法を磨くのだ。」となる。こういう視点に基づいて予算が展開されることを望む。

吉田英策委員

今の質問と関連するが、教5ページに「学びのスタンダード」推進事業がある。今の説明と教育長説明にもあったが、全ての小中学校に授業スタンダードというひな形となる資料を配布してそれに基づく授業をさせる。それが一人一人の教員の指導力の向上にもつながることから、統一した資料を配布するということか。

義務教育課長

授業スタンダードの考え方であるが、学校によって授業の展開の仕方が違い、逆に言うと福井県などと比べると本県は学校間の広がり大きい。そうした反省や、子供たちの数が減ってきていることで学校の規模が小さくなり、これまでのベテランの教員から学ぶ場がなかなかない学校が出てきている。そうしたときに一つスタンダードとなる授業の基礎、基本といったものをベースにすることが重要であるため作成している。

吉田英策委員

一人一人が専門の教員なので自主性や主体性が発揮されて、教員が生き生きと子供たちに教えることが子供の学力向上にもなるし、そういう日々の教員の努力が指導力向上にもつながると思う。統一した資料に基づく、教員が自由に発想したり自由にものを考えることを抑えてしまうのではないかと心配するが、どうか。

義務教育課長

委員心配の点はもっともである。ただ、授業スタンダードに盛り込むものが100%できる教員はなかなかいないと思う。

そうしたものをつくりたいし、またいわゆる守破離ではないが、それぞれの教員が逆にスタンダードを超える授業をしても結構なわけで、そうした幅を持たせていきたい。

吉田英策委員

最低限教えるべき基本的なものだと思う。先ほどの説明だと、学力向上支援チームをつくってスタンダードに基づいた授業ができていないかを監視、チェックするように捉えたが、これでは余りにも教員の自由な発想を抑えることになりかねない。この学力向上支援チームはどういう方々で構成されるのか。

義務教育課長

学力向上支援チームは指導主事4名であり、新たに指導主事を増員して体制をつくる。私の言葉でチェックするだけのようになってしまうかもしれないが、その4名がさまざまな学校を回ることで、すばらしい実践も吸収することができる。そしてその実践事例をいろいろな学校に直接広げることができることも大きなメリットと考えている。

吉田英策委員

教員の自由な教え方や発想を阻害させる施策は、結果的に教育行政にはマイナスになってしまうと思うので、今後ともいろいろ質問したい。

続いて、議案第12号の奨学金の件で、これは補正でも大学に範囲を広げるとのことで、高校、大学と予算が計上されているが、それぞれ何人ぐらいを想定しているのか。また、希望する数に対して100%応えられる予算になっているのか。

高校教育課長

予算に計上した人数は高校で400人、大学で120人である。おととい説明した今回の寄附による条例等の改正で大学についてはプラス3人展開できるようになるため、123人で現在動いている。これは高校においては、実際の応募人数から余りある数字であり、大学も実質120名程度の応募で、審査に合わない者は遠慮してもらうため、ほぼ対応できる数字として計上している。

吉田英策委員

議案第48号の職員定数の一部改定で、いわゆる標準法によって合計116人定数を減らすとのことだが、3月11日以降は震災後7年目に入り、まだまだ子供たちの心のケアなど教育が果たすべきことが多いと思う。そういう中で今の教育を継続させていく点については、どうか。定数削減はすべきではないと思うが、どう考えるか。

教育総務課長

議案第48号関係だが、委員が懸念する震災等による復興加配については、教育長や知事からも文部科学大臣に要望して、前年度と同規模の数を確保している。今回の減については生徒数の減少による自然減によるところが大きいので、震災を踏まえた子供たちの心のケアや、学校の再建支援については十分な措置を図っていきたい。

吉田英策委員

減った分を加配で補うとのことだと思うが、教育長の説明にも「児童生徒の発するサインを見逃すことなく」とあり、子供たちに目の行き届く教育が必要である。そういう点でこの削減は子供の減少やクラス数の減少があると思うが、それなら少人数学級を実施することによって現状のままとはならないのか。

義務教育課長

本県で取り入れている少人数教育は、小学1、2年生、中学1年生の30人学級、またそれ以外の30人程度学級という形で独自に進めているが、学級数によって定数が決まる算定の仕方は、本県の基準に合わせて決めるのではなく、標準法により40人を基準として決まるものなので難しい。

ただ、先ほど教育総務課長が述べたように、今回の削減は子供たちの数が減り、学級が減ったことに伴う削減であり、その上に復興推進加配という形で今年度と同数の教員が配置されるので、そういった教員を活用し、子供たちの心のケアにはしっかりと対応していきたい。

吉田英策委員

教員の多忙化を助長するようなことはないか。

教育総務課長

繰り返しのようになってしまい恐縮だが、震災復興等の必要な加配については、前年度と同規模を確保しており、こちらの減はクラスの減等によるものである。子供たちに必要な教員数は確保できていると考えており、頑張る学校応援プランでも、教員の多忙化についてはしっかりと取り組んでいくと方針を掲げているので、我々としても大きい課題として取り組んでいきたい。

吉田英策委員

議案第49号の給与に関する条例の改定について聞く。これは人事評価制度を昇給に反映させる中身との説明だが、具体的にはどのように反映させていくのか。

庁参事兼職員課長

人事評価制度については、本年度から本格実施しており、教職員人事評価制度については平成28年4月～29年3月の1年間、またそのほかについては10月からの1年間で実施している。これはその評価結果をもとに29年の定期昇給の幅に反映させることが一つと、勤勉手当、一般にボーナスだが、これの6月と12月の率に反映させることにしている。

吉田英策委員

これは地方公務員法で決められている中身だろうが、学校の教職員の現場にこういう人事評価制度を持ち込むのはどうかと思う。評価をよくしようと思う余り、本来、教員間でやるべき協力、協働、連携を阻害させるのではないか、競争を激化させるようなことがないのかとの心配がある。

また、この間、いろいろ不祥事の問題もあるが、管理型で昇給にまで反映させることは、教員のストレスの問題や、精神的な問題も十分考慮せざるを得ない。不祥事をますますふやすことになりかねないのではないか。それについてはどう考えるか。

庁参事兼職員課長

人事評価制度の目的としては、人材育成、また従来の年功序列ではなく能力及び実績に基づく人事管理である。国や他県でも進められており、教員も自分の目標を定めてそれをどのように達成していくかについて取り組むこと、これは共同で実施することもあるが、それぞれが創意工夫をしながら目標を設定してそれに向けて努力していくことを管理職がきちんと評価し、給与に反映させることはモチベーションを高める意味でも必要なことだと思う。

これについては、適正な評価をすることを管理職に対しても十分研修等を通じて指導していきたいと考えているので、

職員の納得のいく制度にし、委員懸念のようなことはないように精度を高めていきたい。またそれがストレスになって不祥事につながることはないように、これも管理職をきちんと指導して対応していきたい。

吉田英策委員

モチベーションや教員のやる気を発揮させるには別の方法が十分あるのではないかと。県教育委員会で昇給に反映させる際に、一人の先生に評価を下してこれだけ昇給させる、これだけしかさせないという幅があると思う。教育委員会での裁量は、この中にはどう反映されているか。

庁参事兼職員課長

具体的な評価の反映の仕方については、条例ではなくその下の規則や要領で定めていくが、先ほどの懸念もあり、教育職の特殊性ということで、国のように幅が広い形ではない方法も考えている。

三瓶正栄委員

教5ページの「グローバル人材を育む小中連携英語教育推進事業」について先ほど説明があったが、具体的に説明願う。

義務教育課長

この事業については、次期学習指導要領でも小学校5、6年生で教科として英語を学ぶようになる。また、小学校3、4年生で外国語活動を実施する動きや今の社会のグローバル化をにらみ、双葉8町村の小中学校を対象として今年度から実施しているものである。

具体的には、小中学校がばらばらに英語教育を行うのではなく小中一貫したカリキュラムを作成したり、相互の授業参観や研究協議の場を設けたり、ライブ授業の形で、特に双葉の避難している学校だと少人数となっているが、学校をインターネットでつないで互いに学習し合える環境を整えている。

なお、そうした取り組みの成果としてブリティッシュヒルズに1泊2日で学校が集まって英語体験、国際理解、異文化体験をしたり、最後には、英語のどのような力がついたかという検定を行うまでを含めたプログラムである。この双葉の成果を、次期学習指導要領の全面実施に向けて県内に広めていきたい。

三瓶正栄委員

先般2月14日に新聞で文部科学省の学習指導要領の改訂案が公表された。特にこの中で意見発表や討論、主体的・対話的で深い学びと書いてあったが、その意味では大事なことだと思う。2020年に向けて実施する内容のようだが、私も移動政調会などで各自治体の首長の意見等も最近聞いてきた。財政的な支援もしっかりお願いしたいと要望を受けたが、これについて何か見解があれば聞く。

佐藤雅裕委員長

何に対する財政的な支援か。

三瓶正栄委員

この事業も含めた英語教育に対するものである。

佐藤雅裕委員長

それはこの事業そのものの内容というよりは英語教育の義務化に関してであり、一般的事項で願う。

三瓶正栄委員

もう1点聞く。

これをやることによって、大体年間の授業時間はどのくらい小中学校でふえるのか。

義務教育課長

次期学習指導要領においてふえる授業時数であるが、具体的には小学校のみで、小学校5、6年生で週1時間、つまり年間で35時間増となる。3、4年生も外国語活動が入ってくるので年間35時間の増である。

佐久間俊男委員

何点か質問する。まず、教11ページの生徒指導費、説明3「子供を守る・子供が守る」ICTツール適正使用推進事業については、スマホサミットの開催等について教育長から説明があったが、この事業の内容について具体的に説明願う。

高校教育課長

この事業についてはICT、具体的にはスマホであるが、そのツールの適正使用について高校生全体にどう定着させていくかということで起こしたものである。昨今スマートフォンが子供たちの間にかなり普及し、その低年齢化の進行に伴い、生活習慣の乱れや家庭学習への影響、ネットにおけるさまざまな弊害が指摘されている。これをいかに子供たちに適正に使わせていくかを狙いとしている。

まず、情報モラル講演会、クラス討論会を全ての県立学校、私立学校で行い、学校のルールを決めてもらう。そしてそのルールを持ち寄り、高校生スマホワークショップとして代表生徒が集まり、中心になるファシリテーターの進行によって意見交換し、福島高校生スマホ宣言等の内容をまとめていきたい。そのワークショップの後、各校代表参加生徒1名で「高校生スマホサミット」を行い、福島高校生スマホ宣言を行ってもらい流れである。それとともに社会へのスマホ使用における提言もあわせて行ってもらい。また、ICTツールの適正利用に関する啓発として県立高校1校を指定し、啓発動画を作成して保護者等を含めた外部にその動画を配信する。このような流れで事業を展開していく予定である。

佐久間俊男委員

具体的な説明で非常によい事業だと思う。加えて高校生スマホサミットは県立高等学校の生徒の代表者が参加するが、全国大会のようなものがあるのか。

高校教育課長

あくまで県内の取り組みであり、全国的な展開ではない。県で高校生の共有認識を高めることを進める事業である。

佐久間俊男委員

もう一つ、補正予算でも聞いたが、総合社会教育費である。教19ページの説明4「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」、5「子どもがふみだす ふくしま復興体験応援事業」、その下に「地域学校協働本部事業」が新規になっている。

まず、4、5の事業が前年度と比べて減額になっているようだが、どうか。

庁参事兼社会教育課長

まず初めに「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」だが、委員指摘のとおり今年度の当初予算が6億2,000万円程度であるため、来年度の当初予算が4億2,000万円と減額になっている。その分「子どもがふみだす ふくしま復興体験

応援事業」が、今年度6,000万円程度で、来年度は約1億円増の1億6,000万円となっている。

佐久間俊男委員

本県の子供は体力の向上、学力の向上を震災以前も震災以降も目指してきた。こういった事業が子供の参加が少ないからといって減額となるよりも、むしろ充実に向けての取り組みが必要ではないか。そこで、「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」は減額になっているが、新年度の目玉的な事業でどのように取り組むのか。

庁参事兼社会教育課長

まず、我々の考え方について説明する。確かに委員指摘のとおり「ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業」については、震災直後の屋外活動制限のある中、子供たちの運動不足の解消や、心のサポートなどの趣旨で緊急避難的に実施した事業であり、この事業が果たしてきた役割は非常に大きいと認識している。

ただ、過日も説明したが、震災後7年目に入るとき、確かにまだまだ震災の爪跡が残っているものの、さまざまな点で変わってきていることも事実である。これからもまだ実施していくが、復興に寄与しようという子供たちがさまざまな場面で発言することがあった。そういった部分の後押しができないかということで、「子どもがふみだす ふくしま復興体験応援事業」がある。今までは自然体験活動で、今度は社会体験活動であり、しかもこの事業の特色として復興に寄与することと、先ほど来問題になっている、子供みずから考えみずから判断しみずからが行動していく、いわば今話題になっているアクティブ・ラーニングの要素を取り入れた事業である。

今後、子供たちのためにどういった力が必要かを考えたときに、そういった事業にもう少しシフトしたほうがよいのではないかという教育的な配慮をもとに、「ふくしまっ子」のほうは減額したが、その分を「子供がふみだす」に大きく1億円ふやす予算計上をした。その辺を理解願いたい。

佐久間俊男委員

ぜひバランスのとれた予算の組み立て、また、本県の子供たちのためにこれからも積極的な取り組みを願う。

さらに、地域学校協働本部事業について先ほど教育長から説明があった。地域とともにある学校という点については、非常によい事業である。ただ、地域においては少子高齢社会の中で地域が抱える問題がたくさんあり、学校とどのように連携しながら事業を推進していくのか。これは当然市町村が主体的に事業を進めると思うが、具体的に公民館等にコーディネーターを配置するとのことである。コーディネーターは常勤か、非常勤か。コーディネーターの役割はどういうものか。学校にも担当の教員を配置するとのことだが、そういう担当者と教員とコーディネーターと地域でどういう関係を目指すのか。その辺について説明願う。

教育総務課長

地域学校協働活動の件だが、これまでも学校支援地域本部として、地域の側が学校を支援するさまざまな活動を行ってきた。しかし、今回の新機軸では、地域の側が学校を支えるだけではなくて、地域も少子高齢化であったり過疎化等さまざまな問題を抱えているので、学校側にも地域連携担当教職員を置き、例えば地域の祭りに小学生に参加してほしいとの求めに関して、学校側の地域連携担当教職員が地域の窓口となり、学校と地域をつないで学校が地域を元気にする、また地域が学校を支援するという両方にベクトルが働く関係を進めていきたい。

コーディネーターの役割だが、学校支援地域本部の際のコーディネーターと比べて謝金等も充実させ、例えば学校や公民館に常勤のような形で学校支援の活動をさまざまにコーディネートしてもらうことをイメージしている。そういった地域の側にいるコーディネーター、学校の側にいる地域連携担当教職員がそれぞれの窓口になって学校と地域がウイン・ウインになるような関係を築いていきたい。

佐久間俊男委員

非常によい事業だと思っている。各市町村にこの事業をお願いしていくのだろうが、説明の中で構想を策定していくことである。例えば、平成29年度は事業を実施して30年度あたりにその構想を策定していくのか、そういった工程を説明願う。

教育総務課長

地域学校協働活動事業については、7程度の地域をモデル地域として推進していく。一方でこれまでの学校支援地域本部の取り組みも進めていくため、特に取り組みを進めたい市町村に手を挙げてもらい、その地域をモデル地域的に進めていく構えである。そういったモデル地域の取り組みや実践もしっかりと分析した上で、またコミュニティー・スクールなどその他の地域と学校が協働していく取り組みもしっかり盛り込んだ上で構想を策定していきたい。

今の段階で具体的にいつまでということはないが、今月中に頑張る学校応援プランが策定され、その中でも構想を策定し推進すると掲げているので、プランが策定され次第速やかに取りかかって、このような事業の成果も踏まえながら策定を推進していきたい。

佐久間俊男委員

時期的な明示は必要だと思う。実は私も地域の役員をやっているが、今課題になっていることは高齢社会で、単身者の世帯が多く、地域としての連携やコミュニケーションをとるのが非常に難しくなっている。この事業でモデル地区を指定し、地域の実情等、問題を把握しながら構想を策定していくことであるが、地域にいかん理解してもらうかは大きな鍵だと思うので、その辺も含めて、ぜひとも時期をしっかりと県民や市町村に提示できるように願う。

太田光秋委員

小高産業技術高等学校について予算が計上されている。さまざまところに入っていると理解しているが、総額の予算は幾らか。

高校教育課長

小高スーパープロフェッショナル人材育成事業が995万円、また統合整備事業等で1億4,200万円あり、当課所管分で1億5,000万円である。施設等にかかわる予算については、別に説明する。

佐藤雅裕委員長

まとめて出してもらおうこととするか。

太田光秋委員

後ほど数字を出してもらいたい。学校ができるのでさまざまな予算が入っており、いろいろと充実を図ってもらえると理解しているが、せっかく新しい学校になって進むときに、果たして間に合うのかと思う。躯体部分の課題があったようだが、早目に子供たちの環境を整備していかなければならない。学校の教育的な面、勉強や技術習得する部分におくれないのか。詳細を聞く。

施設財産室長

小高産業技術高等学校については、小高工業と小高商業を統合することで整備を進めてきた。校舎は小高工業のものを

使うが、昭和38年に建築され50年以上たっている。委員指摘のとおり、北側の管理棟側でいわゆるジャンカ、コンクリートの強度が足りない状況が平成26～27年度に判明し、そちらの補強改修事業が開校後である29年度の12月まで予定されていることから、教育環境についてはグラウンドに仮設校舎を設置して対応したい。

なお、資格取得等に必要な実習棟については商業実習棟、工業実習棟ともに今年度中に完成を予定しており、29年4月の開校には十分間に合う。

高校教育課長

商業実習棟、工業実習棟の建築については予定どおり進んでいると目視で確認している。私も毎週日曜日に行って進捗状況を見ている。今後実習にかかわるさまざまな機械を今の仮設の実習現場から移動する作業が入り、新しく備えるさまざまな備品等もこれから入れる段階になっている。校舎内のクリーニング、校庭の除染、小高商業高校のグラウンド、テニスコート、体育館脇の市有地を借りていたテニスコート、これら全て除染、除草が終わって対応できるようになっている。また、北側の野球場ライト側の木が生い茂ったところも全てきれいになり、あとはマウンドをつくるだけになっている。今後、入試期間が終了するとともに、生徒等のさまざまな部活動の備品や机、椅子等の搬入等も入札により業者を決定しているので、4月開校を目途に粛々と進めていきたい。

太田光秋委員

予期せぬことだったのはわかるが、受験の状況等も考えると新たな学校でよい環境で頑張ってもらうことは大切だと思うので、全力で取り組んでもらいたい。要望する。

次に、教育庁全体で前年度当初から1.5%の減であるが、この要因について聞く。

財務課長

まず、金額にすると31億円ほどの減になっているが、教職員の人件費で15億円強の減額になっている。ほかに、例えば東日本大震災の災害復旧事業がほぼ終了してきており、平成29年度当初予算には余り大きな金額で載っておらず、ここでも3億9,000万円減じている。また大規模改造事業についても耐震改修を中心に行っていたが、耐震改修もほぼ終わり、現年予算に計上する状況にはなくなったため、3億3,000万円ほど減額になっている。平商業高等学校の校舎改築も29年度で最終年を迎えることになり、28年度の予算額と比べると3億9,000万円、4億円弱の金額を減じている。また、今話があった小高商業、小高工業の改築経費が管理棟を残すのみとなっているので、前年と比較すると6億7,000万円ほど減じており、ハード事業が落ちているのが要因である。

太田光秋委員

ハード事業が落ちていること、また職員の給与とのことだが、今回、実は教育庁の予算はふえているのだらうと思っていた。というのは、先ほどから出ている頑張る学校応援プランは大変すばらしい中身である。平成29～32年度で進めていくとのこと、今の説明だと事業費の伸びがほとんどないことになる。このプランを進めていくには教員や子供たちの頑張りのあると思うが、予算がなければできない。このプランの実績をしっかりと残していくためには、予算の確保が大前提だと思うが、考え方を聞く。

財務課長

確かにプランを進めていく上で、予算の確保は重要だと認識している。平成29年度の当初予算を編成するに当たって、いろいろな事業の組みかえや、学力向上に向けた頑張る学校応援プラン、新規事業、地域協働本部事業にしても、以前の事業のリバイスや拡充をしている。それとあわせて、これまでである程度定着したものや学力向上についても、予算額はほ

ば同じでも新たな視点で取り組んでいく組みかえをしており、頑張る学校応援プランを後押しする予算について必要な額は確保できたと考えている。

太田光秋委員

課長の立場だとそれしか言いようがないと思う。ただ、本来は組みかえではなくて、ここにこれだけつけたと大々的に出ることが必要なのではないかと。我々も言わなければいけないのかもしれないが、そうでないとせっかくよいプランができて動かしなければいけない。そのための財源確保がこれからも必要であるので、我々も頑張るし、皆にも尽力願う。

教育総務課長

頑張る学校応援プランは、県の教育の総合計画である8年間のプランの後半4年間を加速するものとしており、ターゲットイヤーを平成32年にしている。そこに向けて取り組んでいくことになるが、初年度に必要な額は確保されていると思っている。先ほど小学校の議論もあったが、2020年度に向けてさらにしっかりと取り組んでいけるように我々も努力していきたい。

伊藤達也委員

頑張る学校応援プランで教育立県に向けて大きな一歩を踏み出す新年度になると思う。一方で教員の不祥事が続いているが、一部の教員のせいで本当に頑張っている教員がかわいそうであり、この連鎖をしっかりととめていかなければいけない。その意味で再発防止に向けてどのように取り組んでいくのか。

庁参事兼職員課長

不祥事が根絶できない状況で申しわけない。これまでもさまざまな取り組みをしてきたが、現在、懲戒処分の基準を見直している。教員は児童生徒の人格形成に深くかかわる職であり、高い倫理観が求められるので、児童生徒に対する一部の行為、わいせつ行為や体罰の規定についてより厳しい処分を適用する方向で検討を進めている。

伊藤達也委員

研修等を具体的に考えていれば答弁願う。

庁参事兼職員課長

職員に対する研修は、各学校においても服務倫理対策委員会により取り組んでいる。さらにいろいろな事例集を充実させることによって、まず現場で指導を徹底させたい。

また、昨年11月には、全学校の教頭を対象にした管理職に対する研修会も臨時的に開催している。来年度については、一堂に集めるか方部ごとに実施するか検討しているが、そのようなコンプライアンスに関する研修によって不祥事根絶に向けて取り組んでいきたい。

伊藤達也委員

管理職の研修や現場での指導徹底といった今までやっていることを続けていても根絶にはならない。研修を受けていても犯罪を犯す人は自分とは関係ないと思って聞いていると思う。自分に置きかえてどう対処していくのかをプログラムとして行っていかなければいけないのではないかと。

例えば岡山県で不祥事が続き、犯罪心理や臨床心理の専門家を入れたチームをつくり新しい研修プログラムをつくった。

そこでは犯罪を犯した人を分析してタイプを衝動型、自己中心型、学習不足型などと5つに分け、そういう人たちはわいせつ、飲酒運転、書類をなくす、暴力に走るといった、どういう犯罪を犯す傾向があるのかを示す。またそれに対してどうやって対処すればよいかについて、怒りをコントロールするプログラムなどさまざまな新しい試みをしている。誰もが犯罪を犯す可能性を持っており、それを自分に置きかえて、自分はこういうことに気をつけなければいけないと認識させるような岡山県の例もしっかりと勉強しながら、本県として本当にこれを根絶していく方向を考えてほしい。提案である。

三瓶正栄委員

先ほど学習指導要領で質問したが、いよいよ2020年からの英語教育全面実施に向け、いろいろ自治体の首長も財政を心配している。そのことについて県教育委員会ではどうか。

義務教育課長

小学校英語の全面実施に向けては、報道等でもさまざまな危惧が出てきている。教員の指導力の問題、各学校に入っているALTの問題など、現在、国でも全面実施に向けさまざまな検討がなされていると聞いている。そういったものも注視しながら県教育委員会としてどのようなことができるかを、今後しっかり考えていかなければいけない。

一方で、教員の指導力向上に関しては一朝一夕で力がつくわけではないので、実は今年度も小学校の教員を対象とした英語の研修等を各域内で実施しており、引き続き新年度も継続していきたい。

三瓶正栄委員

これからもよろしく願う。

次に、学校司書配置について聞く。移動政調会においてある首長から要望をもらったが、まず現在の県内の配置割合、また全国の配置割合について聞く。

教育総務課長

高等学校の学校司書であるが、学校図書館法の一部改正なども踏まえ、学校への学校司書の配置が努力義務化されている。それを踏まえて、本県でも複数年かけて一定規模以上の高等学校にしっかり配置できるよう取り組んでいる。国の法令の定めで述べると、12学級以上の学校については国からの財政措置があり、学校司書を既に全高等学校に配置できている。その他11学級以下の中小規模の高等学校についても、段階的に配置していけるように現在取り組んでいる。

義務教育課長

小中学校における学校司書の割合について述べる。まず公立小学校については、全国の平均が現在59.3%である。中学校の全国平均が57.3%となっている。一方、本県における小中学校の司書の配置割合であるが、小学校は42.2%、中学校は46.2%といずれも全国平均を下回っている。

ただ、これまでも県内の配置率は少しずつ上昇してきており、平成29年度から国の新たな学校図書館の5カ年計画が始まる。そこには学校司書配置についての地方財政措置も盛り込まれているため、そういったものをぜひ市町村で積極的に活用してもらい、配置の割合を高めていきたい。

三瓶正栄委員

小中学校はわかった。県立高校についてまだ内容を聞いていないので、もう一度聞く。

教育総務課長

県立高校の学校司書配置状況については、平成28年6月1日現在学校司書を配置している学校数が65校、配置していない学校数が34校となっている。全国の割合について今手元にないため、後ほど提出する。

三瓶正栄委員

今の説明を聞いていると、いずれにしても全国で下位である。下位である要因は何か。

教育総務課長

本県においても段階的に配置していけるように努力している。先ほども答弁したように、12学級以上の学校への財政措置は国からの支援があるが、そうでない学校についてどのように広げていくかが課題と認識している。

義務教育課長

先ほど小中学校では地財措置がされているとの話をしたが、地財措置なので各市町村で優先順位の高い、例えば復興に関するものなどに使われることもあると考えている。しかし、県内でも学校司書に関して前向きに取り組んでいるところがある。そうしたところの成果をどれだけ他の市町村に伝えていけるか。学校司書の役割によって、子供たちが読書に親しみ、より確かな学力や豊かな心の基盤形成にどれだけ有効かを、我々としてもしっかりと伝えていくことを通して、地財措置がしっかり学校司書に回るように働きかけていきたい。

三瓶正栄委員

県全体の3分の1ぐらいとの認識でいるが、しっかりと取り組んでもらいたい。

矢島義謙副委員長

先ほどの伊藤委員の質問に関連して、まずは不祥事が負の連鎖で一向にとまる気配がない現状、これを県民は大変憂いていると考える。今までもさんざん努力し、処分方法を検討しているとのことだが、処分で解決する筋合いのものではない。処分を重くしたらそういった犯罪等が減るのかという別問題だと思う。というのは、まず犯罪という認識があるかないかということ、またその原因がどこにあると考えているのか。要因をしっかりと把握しなければ解決策にはならない。その辺がまだまだ曖昧である。理屈的には確かに説明のとおりだが、それが一人一人の教員の心にしっかりと入って行って、抑止策につながっていくかの問題があり、また、そのことで子供たちが傷つき信頼感を失えば学力向上どころではない。

私も40年間、5,000人以上の子供を育ててきた。社会教育の中でいろいろな子供と向き合い、過ちを犯した子供とも正面から向き合ってきた。学校の教員が正直言って逃げるような事態が何回もあったが、私は正面から受けとめてきた。子供たちの心をずっと聞いてきたが、その中でやはり一番の原因は教員に対する不信感であることは間違いない。その対応がまずくてどんどん大きな事件に発展してしまい、悲劇が起きるという事態が起り得る。

そういった意味において、まずは不祥事に至る要因についてどのように把握しているか、教育長の見解を聞く。

教育長

せんだってもおわびしたとおり、逮捕にまで至る事案が今回も発生してしまい、大変重く受けとめている。

また、要因分析が重要であるという指摘はもっともだと思っている。我々なりに要因をさまざまに検討しているが、掘り下げていくと一人一人でいろいろ背景があって、先ほど来の議論でストレスの話もあったし、一概にこれだけでも特定できない。ただ、伊藤委員からもあったが、そこに入り込んでいくことを考えないといけないのだろう。岡山県の話があったので大いに参考にしたいし、要因を分析したものを研修などの中で自分のこととしていかに捉えてもらえるか、そう

いった研修のやり方が重要だと思う。

今でも、事例に基づいて、演習形式でなるべく入り込んでもらうような努力はしている。かなり前からワークシートをつくり、「あなたがこういう立場だとこうなってしまう」、「これは何が悪かったと思いますか」、「あなたならどうしますか」のようなことをやっているのだが、やってもこういう状況なので不十分と言わざるを得ない。さらに、倫理面、特に人の中でも教員という立場になれば、信頼感を求められる立場であるので、そこを十分認識した上で、さらなる研修の工夫に取り組んでいきたい。

矢島義謙副委員長

まさに教育長の言うとおりでである。その中で要因として考えているのは、まず職場内での人間関係に非常にストレスを感じる教員が多いのも事実である。上司が部下の教員等に対して人間味を持って指導するなど、職場で人間関係を円滑にするためのさまざまな努力、工夫をすることは重要と捉えるが、どうか。

また地域、家庭、学校の三者がそれぞれ要因を抱えているが、特に保護者との問題について悩んでいる教師がたくさんいる。そういったものに対してどう対応するのか。モンスターペアレントなどが積み重なって行って、結果的にはそれが過重なストレスになって犯罪を引き起こしていることも指摘されている。しかし全ての教員がそうではない。ほんの一握りである。大半の教員は本当に努力して立派な職につき、向上心を持って教育しているのに同じように見られてしまう悲しさがある。それを抑止するためには、現状をしっかりと捉えて、解決するための施策をしっかりと述べてほしいと思うが、学校、家庭、地域それぞれにある問題点をどのように捉えているか。

庁参事兼職員課長

先ほど説明したいろいろな対策の中で、まずは風通しのよい職場を目指すことがあり、その一つの手段として、人事評価制度の際の面談等において、管理職が各職員に対して、どのようなことに悩んでいるかといった精神面も含めて個別に面談を深めることを不祥事対策として昨年取り組んだ。これを続けていきたいし、また、サービス倫理対策委員会を定期的に設け、各職場でいろいろな話し合いを持つことで、風通しのよい職場をつくっていきたい。学校における職員の観点からは以上である。

教育長

課長の言うとおりで人事評価や研修ももちろん大事であるが、一つは学校の職場は鍋ぶた組織とも言われている。どうしても放っておくと校長、教頭がいて、平教員がたくさんいる図式になりがちな組織かと思う。そこで人事評価で風通しと言ってもなかなか面談の中で簡単にはいかない。委員指摘のように、例えば管理職側から「きょうの夜どうだ」とか、夜忙しいのなら昼飯などいろいろある。ただ学校は今昼に会議をやっていたりして本当に忙しく、時間がなくて気の毒だと思う。

しかし、そういう風通しの力も必要だし、私が地域とともにある学校に力を入れたいと思っていることの一つは、今モンスターペアレントの話もあったが、例えばある地域の方でかなり常識を超えたケースがあったとすると、一担任の教員だけあるいは教頭も手伝って学校だけで対応してもなかなかうまくいかない。ところが地域の多くの方々と日ごろからつき合いがあって仲よくなっていれば、地域の側からも、「学校だってこのぐらいやってくれてるんだよ。ちょっと言い過ぎなんじゃないの。」という話もあり得る。そういつもうまくいくとは限らないが、あり得る。

やはり足りないのはコミュニケーションではないかと思っており、そこを何とかもう一歩二歩、ある意味意図的につくっていかないと解決しないのではないか。これは不祥事防止の上でも必要だと思うし、子供たちの教育にとってもさまざまな世代、年齢の違う方と接点をふやしていくことによって、倫理観、志など、いろいろなことにつながっていくのではないか。そちらの方面にも力を入れていきたい。

矢島義謙副委員長

声なき声があり、それをまず受けとめないと解決できない。非常に深い問題であるが、その深さを探求しないことには問題解決にならないと思う。人間には悩みや苦しみがつきもので、間違いは誰でもあると思うが、それには限度がある。その叫び声を、特に上に立つ者はしっかりと受けとめて事前に解決策で導いていく、そのための人のぬくもりが基本だと思う。いたわりやぬくもりが教育者の原点だと思う。そのことに欠けている部分があるのではないかと最近教育界に感じる。

今教育長が言ったように昔は御飯を食べたり酒を飲んだり、よくコミュニケーションを図った。それは普通の役所や会社も同じだった。そういうことが確かにやりにくくなった現実がある。しかしながらそれに近いコミュニケーションの図り方、また地域社会とのかかわり方、これが最重要なのではないか。

地域社会とのかかわりは今教育長が述べたとおりである。うちのほうでは見守り隊と言って、おじいちゃんおばあちゃんが道で行き帰りに子供たちを誘導している。あれで「おはよう」、「こんにちは」、「元気かい」などと、犯罪を抑止することや非行防止、あるいは安心感にもつながっている。どうしてもまちの中は難しいだろうが田舎に限らず、全県で進めていく考え方をどう受けとめているのか。

教育長

私としては地域住民と学校に少し境目があり過ぎたのではないかと感じており、そこに相互乗り入れすることによって、教育側から地域住民に役立つ場面もあるかもしれない。例えばコミュニケーション能力で、黙って放っておくと親と学校の教師以外の大人と接点なく高校生ぐらまでいってしまうケースがあり得る世の中になっているのではないか。コンビニに行っても会話せずに買い物できてしまう時代になってしまった。そのため少し意図的に接点をふやす場を、教育側からもつくっていく。地域の側からも学校にいろいろ声をかけてもらう。

これを互いにやっていこうというのが、先ほど来の事業である。今までその一手間がなかなかできなかったのも、コーディネーターをわざわざ配置してまでやってみようとしている。そこでうまく流れができれば、そういう学校を県内のほかの人たちにも見てもらって、こういうやり方もあるということを広めていく。高齢者の話もあったが、私は前任で保健福祉部長をしており、地域にはそういう課題がたくさんあり、高齢者にはもちろん元気な方もいる。そこ子供たちをつないでいけるように考え、地域側と教育側と両方が課題の解決につながっていくことに、まだ手探りだがチャレンジしていきたい。

佐藤雅裕委員長

矢島副委員長、同趣旨の質問にならないよう願う。

矢島義謙副委員長

今思いを聞かせてもらった。教育長の表情を見ていると非常にやわらかくて温和で、なかなか教育長はすばらしいと実感している。それを各教員にも、にこやかに接すると子供も心を開き、素直になると十分に伝えてもらい、そういう教育を念願する。

三瓶正栄委員

県民の歌は昭和42年2月県庁で制定された歌である。いみじくもことしは2月11日の建国記念日で、ちょうど50周年とラジオ福島等マスコミでも紹介されていた。長野県に行くと「信濃の国」という歌がある。これは明治時代からもう100年以上歌われている、日本を代表する県歌と言われている。私は県民の歌を幼少時代からよく口ずさんでいた。まさに今

福島県の復興・創生に向けて「明るいふるさと福島を作ろう、みどりひかるこの空いつまでも、ああ福島県」と、心の復興にぴったりの歌であると認識している。

谷村新司さんがつくった「雲のかなた」の完成披露が先般行われたようだが、一緒にこのすばらしい県民の象徴と言われる歌を県内59市町村にもっと広報すべきではないか。私は田村郡だが、管内を歩くと、「県民の歌ってどういう歌なのか。三瓶さんは知っているのか。」ということでもたまたま歌うことがあるが、すばらしい歌であり、この件に関して前の教育長にも質問した経緯があるため、教育長の感想を聞く。

佐藤雅裕委員長

質問の要旨を明確にしてもらいたい。広報をどうするのかということか。

三瓶正栄委員

そうである。県民の歌をもっと広報すべきではないかと思うが、これについて聞く。

義務教育課長

ことしに入って、50周年とのことで広報課から各学校でもぜひ県民の歌をいろいろな機会に流してほしいと要請があった。小中とも、高等学校もだと思うが、そういった文書を出し、機会を見て各学校において県民の歌のテープなどを流して、子供たちに親しめるような取り組みを、この3学期に行っていると認識している。

三瓶正栄委員

ぜひこれからも皆でできるだけ口ずさんで、1人でも多くの県民が口ずさむような誇らしい県民の歌にしながら、また福島県の復興・創生につなげていきたい。これからもよろしく願う。

佐藤雅裕委員長

県民の歌は教育庁の直接の所管ではないが、教育現場で子供たちに普及してほしいということか。

三瓶正栄委員

そういう意味である。

吉田英策委員

大阪府の学校法人森友学園についてマスコミでも報道されているが、教育に関することで聞く。ここでは、幼稚園であるが、教育勅語を暗唱させたり、特定政党を応援するようなことを運動会で発言させたり、外国に対しても日本を悪者として扱うと中国や韓国を名指しするような教育を行っている。教育基本法では政治的な中立をうたっているし、他国を尊重する条項もあり、これに抵触するのではないかとの報道もある。また、トイレには決まった時間しか行かせないとか、漏らした便は持ち帰らせるとか、教育とは全く真逆な、人権侵害にも通じるような行為が行われている。

これがどうかという質問ではない。教育現場では私立であっても公立であっても、教育基本法や憲法を重視する教育が大切だと思うが、認識を聞く。

教育総務課長

森友学園の件で、大阪府の話であり私学の話なので我々としてコメントする立場にないが、一般論で言えばもちろん教育基本法にある教育の政治的中立性といったものはしっかりと守られるべきものだし、本県の教育においてはそういった

ものを踏まえ、法令に基づいた教育が公立でも私立でも行われていると認識している。

吉田英策委員

一般論となるのだろうが、ぜひそういう教育を県内でも進めてもらいたい。

先ほどの議論の中で授業スタンダードがあった。教育長の説明でも全ての小中学校に配布するとのことだが、その資料の提出を願う。まだ作成中であれば、その資料を作成する基本点を定めたものがあれば提出願う。

もう一つ、同じ項目で家庭学習スタンダードとのことで家庭教育についても言及している。確かに家庭教育は大事であるが、各家庭により親のいろいろな状況があるため、一律にはなかなかいかないだろう。しかし最低このくらいは家庭で教えてほしいとのスタンダードと理解する。これも資料をつくるだろうから、スタンダードの基本点をまとめたものがあれば提出願う。

佐藤雅裕委員長

どういう視点でつくっているかとの質問ではないのか。

吉田英策委員

今答えられるのであれば、その2点を聞く。

義務教育課長

まず1点目の授業スタンダードだが、現在最終校正に入っている状況である。私の手元にはまだ第1稿だが、まず表にメッセージや活用の仕方、開くと授業前にすべきこと、単元をどう考えるかや本時のねらいをどこに置くかがある。また、ストーリー仕立てにしており、教室に向かう先生や授業の基盤となる子供たちの学習訓練などがあり、さらに開くと、具体的に授業の導入から展開、終末にかけて、どのような形でどのようなポイントを重視して展開していくかがある。先ほどから話があったアクティブ・ラーニングの視点なども入れ、さらにチェックシートも入れている。このペーパーだけでは情報量が限られるので、これだけではなく、県教育委員会のホームページ等実践事例を盛り込みながら、さらに充実を図っていく。

2点目の家庭学習スタンダードに関しては、委員指摘のとおり、家庭状況はさまざまだが、子供たちが主体的に学びに向かうことは非常に重要な視点なので、学校だけではなく家庭においても自分の興味あることについて追究したいといった家庭学習のあり方を、新年度に入ってから検討、作成していきたい。その際には、議員も足を運んだ福井県や秋田県の様子も勉強しながら、本県にふさわしい家庭学習のあり方についてまとめ、それを活用していきたい。

佐藤雅裕委員長

各スタンダードはできたら配ってもらうことでよいか。

義務教育課長

作成したら各委員に届けたい。

吉田英策委員

よろしく願う。ただ、スタンダードでがんじがらめにすることが果たしてよいのか。そうはならないと思うが、今後とも議論していきたい。

あと2点ほど聞く。

一つはフッ化物洗口で、保健福祉部の所管だが、実際現場でやるのは学校の教員だと思う。これについてのマニュアルのようなものは教育委員会で作っているのか。あれば提出願ひ、また学校でやるときの問題点や注意すべき点があれば聞く。

もう一つ、先ほどの議論にもあったが、今度英語教育が進む。今でも学校現場では授業時間を確保するのに大変な思いをしている。これから英語教育が何時間か入ってくると時間を確保するためにどこかの時間が減ったり、長い授業時間になったりする心配をしなければいけない。例えば土曜日を授業時間に充てることも検討している話を聞いている。県内ではどう授業時間を確保していくのか。

庁参事兼健康教育課長

フッ化物洗口については、今年度保健福祉部で「福島県歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき、子供の虫歯緊急対策事業で展開している。これについては、保健福祉部と歯科医師会の連名でフッ化物の応用マニュアルが出され、各学校現場にも届いている。

加えて学校現場でスムーズな展開ができるように、教育委員会としても、過去数十年にわたって続けている市町村、学校があるので、そういった学校の取り組みをもとに、これから実施する、あるいは実施を検討する学校の参考に供するよう、フッ化物洗口ガイドラインを作成し、各学校現場に10月末に届けたところである。これはホームページでも見られるが、後ほど改めて提出したい。

フッ化物洗口については安全性や効果、注意点など学校歯科医の指導のもとに学校、家庭、地域、関係機関が正しい知識を共有して実施に向けて取り組んでいくことが非常に重要であると考えているので、学校が実施するに当たっては今述べたような合意形成を手順を踏んで行っていくことが一番大事だと考えている。

義務教育課長

2点目の小学校英語について、授業時数の確保をどうするのかとのことであった。昨年12月に出された中央教育審議会の答申に幾つか事例が挙げられていた。一つは、単純に1時間増なので授業時数を1時間増とするもの、また、例えば小学校だと標準授業時間は1単位時間45分なので、45分を15分3回に分け、火水木の朝15分の授業を行って1単位とする取り組み、また土曜授業の取り組み、さらに夏休みや冬休みといった長期休業中に時間をまとめ取りするようなあり方が例示されていた。

今後、文部科学省でこの授業時数のとり方について調査研究を行うと聞いている。そうした事例等を参考にしながら、本県で行うに当たってどういったことが合っているかを整理し、市町村教育委員会、各学校にも提示していきたい。

吉田英策委員

フッ化物では合意形成が大前提ということで、決して押しつけにならないように願う。

英語については、まだ本県ではこれでいこうと決めていないということか。

義務教育課長

次期学習指導要領の案が示されたのが先月であり、小学校で全面实施されるのが平成32年度からになる。そこまではしっかりと研究して各市町村教育委員会や学校に情報提供等を行っていききたい。

佐藤雅裕委員長

少し資料関係を整理したい。まず授業スタンダードは間もなくできるとのこと、できたものを提供願う。家庭学習スタンダードに関しては出せるか。

義務教育課長

実際に他県の例なども調査研究して作成したいと思っているので、これに関してはかなり時間をもらわないと提示は難しい。

佐藤雅裕委員長

今後の議論の中で状況を見ながら提出を求めていく、もしくは説明してもらうことでよいか。

吉田英策委員

よい。

佐藤雅裕委員長

フッ化物洗口のガイドラインに関してはあるとのことなので、ダウンロードも可能とのことだが、これは提出してもらうことでよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤雅裕委員長

それでは、そのようによろしく願う。

佐久間俊男委員

教職員の健康管理について、私の考え方を話しながら質問する。

まず震災以降、教職員がこういう状況でもしっかりとした子供の学力、体力の向上に積極的に取り組んできたことに心から敬意を表したい。そのような中で、小中高の教職員の管理状況、具体的には長期休暇をどれだけの教職員がとっているのか。また、その原因は何なのか。この2点について聞く。

佐藤雅裕委員長

長期休暇とは有休消化率ということか。

(「心身の病気による欠勤」との声あり)

佐藤雅裕委員長

病気で休んでいる教職員がどれだけいるかとのことである。

庁参事兼職員課長

長期病気休暇の取得状況は平成27年度には268名であった。そのうち精神科疾患のみだと107名である。長期というのは30日以上取得したものである。

佐久間俊男委員

平成27年度分だけを把握しているのか。

庁参事兼職員課長

さかのぼると平成26年度は288名、25年度は345名、24年度は325名、23年度は345名と、今手元には5年間ある。また精神科疾患について述べると、26年度が137名、25年度が144名、24年度が135名、23年度が177名である。

佐久間俊男委員

長期病気休暇を取得している教職員の実態がわかった。平成27年だと268名のうち精神的な疾病で30日以上取得している方が107名と、非常に多い人数だと思う。

頑張る学校応援プランという一つの事業について各委員から質疑が交わされた。ある意味では、積極的な教育改革に取り組んだ大きなプランではないかと思っているが、一方で小中高の教員は、教育に専念できる環境及び生徒や子供とコミュニケーションする時間が必要で、また、先ほど来出ているように地域と学校のはざま非常に苦しんでいる教員もいる。その中でこのプランをやり遂げるためには、教職員の健康だと思う。健康なくして頑張る学校応援プランの成果はない。29年度の予算にも健康管理費として1億7,000万円ほど計上されているが、頑張る学校応援プランを成功に導くためにも教職員の健康管理にはしっかり取り組んでもらいたい。その辺について考えがあれば聞く。

教育総務課長

頑張る学校応援プランにおいても、教員が子供と向き合う時間をしっかり確保して教育に専念していけるようにする、そして、地域とともにある学校を推進していくことが重要と考えている。委員指摘の教員の健康という論点もあるし、またこのプランの中にも、教員が子供と向き合う時間の確保や教員の多忙化の解消も掲げているので、その中でしっかりと対応していきたい。

佐久間俊男委員

今政府では働き方改革や長時間労働の問題が盛んに国会の中で議論されている。ぜひ今課長が述べた考え方を学校現場においても実践されるよう心から願う。

桜田葉子委員

先ほども質問が出たが、小高産業技術高校は頑張る学校応援プランの中の一つでもある創造的復興教育の視点であり、文部科学省のスーパープロフェッショナルハイスクールを目指す県のシンボルだと理解している。

一方で福島工業高校などの工業高校の状況がある。何年かさかのぼるが、かつて副委員長や委員長をしていたとき、その時代に工業高校に必要な機械の整備が大変おくれており、どこかの会社の使わなくなった機械を譲り受けて実習に使う環境であった。小高産業技術高校においては、3Dロボットシミュレーションなど最新の装置を導入してシンボルを目指す、工業高校で学ぼうという子供たちが県内にたくさんいる。ここも踏まえて、実習で学ぶ工業高校で整備しなければならない機械の設置状況はどうなっているか。

施設財産室長

実業系の学校で使う産業教育設備、実習設備である。私も福島工業高校で現場を見たが、かなり古い旋盤機械を使ったり、強電よりも弱電が主流となっていることもあり、発電機も相当古い設備を使っているなど、素人が見てもこれだよいかという状況を確認している。とはいえ限られた予算の中で、平成27年度からは5カ年計画をもって単年度で2億5,000万～3億円の予算を確保することとしている。5カ年の中で、優先順位はつけるが計画的に設置を進めていこうとしている。ちなみに26年度までは4,000～5,000万円の予算規模だった。

委員指摘のとおり、県内の実業系の学校について要望を全て上げると、この予算規模でもまだまだ足りない状況は認識している。現在のところ、子供たちが実際に実習で使う旋盤などについて古いものを使っていたら、子供の安全・安心の

観点からも厳しいので、その危険性を排除できるよう、実習設備を優先的に導入している。設備は使えば使うほど古くなるので、引き続きローリングしながら更新を進めていくことになる。限られた予算の中で優先順位をつけ、計画的に整備を進めていきたい。

桜田葉子委員

限られた予算の中で順次整備していくのはわかるが、余りにも差があり過ぎる。こんな機械でどうやって実習するのか、この環境でどうやって学ぶのか。学べる環境ではない。これが決定してからそういう声が多かったのを見てきた。私が委員長のとに見たのと同じ機械がまだある。これで本当に安全・安心なのか。確かに小高産業技術高校は本県の工業高校、商業高校のシンボルとしてすばらしくなってほしい。それと同じくほかの地区でも工業を目指す子供たちはいる。5年間で整備していくとしても、今回予算書に特記されているとは余り感じない。5年間で順次進めていくのは認識しているが、差があり過ぎて、感性を育む教育にはならないのではないかと。

商工労働部でものづくりについて質問しようと思っている。これからものづくりの視点で、さらにこの社会を人として支えてもらいたいと思っているのは、やはり実業高校で学んだ学生であり、そこに導きたい。そうするとあの環境はどうか。限られた予算はわかるが、訴えが足りないのではないかと。どうすると環境が整うか。

施設財産室長

まず、平成29年度の予算に関して、教14ページの事項名「産業設備費」の産業教育・理科教育の部分が実習等の設備を更新するための経費である。理科設備もあるので、うち実業系の学校で使うものがこの中の約3億200万円という予算計上である。

私も現場を見て、余りにも老朽化しており本当にこれが使えるのかという状況を確認している。当然、教育委員会サイドで頑張る学校応援プランに基づき学力向上に責任を果たすことも示しているので、1、2年で全てを更新することは不可能だと思うが、可能な限り設備の充実に努める。それとともに、商工労働部やほかの部局とも連携しながら、実業系の設備を入れられるものについて積極的にアンテナを高くして進めていきたい。

桜田葉子委員

ぜひその認識を持ってほしい。ある会社の社長が同窓会の会長で、「こんなひどい機械を使っているならうちの会社を持ってくる」と言う状況が今も続いている。5年計画で予算が計上されているのも認識しており、ほかで学ぶ学生もいるため、さらに知恵を出して、よろしく願う。

もう一つ、先ほど吉田委員からフッ化物の質問があったが、歯科口腔保健に関する条例を歯科医師会とともに作り、その中に虫歯対策が入っていた。本県は日本一の虫歯の県である。他県はいろいろなことをやってきたから本県も追いかけているが、いまだ日本一であり、心筋梗塞になる率が8割というのが本県の現状である。日本一の長寿県を目指す本県からすると、子供たちの虫歯対策を積極的に進めなければならない。

そこで、保健福祉部が応用マニュアルをつくって、さらに県教育委員会がガイドラインをつくった。条例をつくったおかげで予算も計上してもらい、県教育委員会から市町村教育委員会にしっかり伝えているにもかかわらず、市町村教育委員会の理解がどこまで進んでいるか疑わしい。というのは、福島市の事例を見ても、県歯科医師会からの訴えを合わせると、親の了解をとる際、うちはやらないという子供がいる。しかし、理解してくれた子供たちもいる。条例の中にもフッ化物という言葉が入って安全ですよ、安心ですよと位置づけられており、しっかり県教育委員会から市町村教育委員会、市町村教育委員会から学校長に伝わっているはずなのににもかかわらず、数字が全く動かない。福島市は2校だけである。

そんな状況ではこれを理解していると思わない。もう一度県教育委員会から市町村教育委員会に申し入れをしてほしい。市町村教育委員会から校長にどのように伝わっているのか。正しい理解になっていないと実感しているのだが、どうか。

庁参事兼健康教育課長

委員よりフッ化物洗口がどのように事業化されたかという背景について話があった。本県の虫歯の状況が非常に悪く、この現状を回復しなければいけないと多額の予算をとって事業が実施されていると認識している。今年度この事業が推進され、本課としても保健福祉部と帯同して各市町村あるいは市町村教育委員会、小学校長会、中学校長会等にも出かけて理解促進に努めてきたところである。しかし年度途中の導入であったことで、学校現場では既に教育課程ができ上がっており、日課表の中に位置づけることが必要なもので、なかなかその点で理解が進まなかったと聞いている。

平成29年度については、4月からの教育課程にも十分反映できるとのことなので、それぞれの市町村で教育委員会と関係部局の横の連携を深めて積極的に導入してもらおうようお願いしてきた。今後も引き続き、教育委員会の理解促進と各市町村の横の連携が一層深まるよう、必要に応じ保健福祉部とともにこの事業の理解促進に努めていきたい。

桜田葉子委員

課長が述べたことは理解しており、保健福祉部というよりも教育委員会だと思う。もう一度市町村教育委員会に申し入れをしてほしい。福島市の現状を見ると、幾ら教育課程に入れたとしてもなかなか動かない。せっかくこれだけの予算を計上したのだから、申し入れをするよう願う。

庁参事兼健康教育課長

今年度も都市教育長会協議会長、町村教育長会協議会長に対して、保健福祉部とともに説明したところであるが、来年度も都市教育長会あるいは町村教育長会において教育委員会の理解が進むように説明し、積極的な導入をお願いしていきたい。

吉田英策委員

今の質問に関連して、積極的な導入と言ったが、基本は保護者、子供、学校との合意をきちんととっていくことである。一番保護者が不安になっているのは安全の面である。フッ化物が体内に入ってしまうことも不安なので、そういうことを十分に聞いた上で合意形成し、納得の上で進めてもらいたい。

庁参事兼健康教育課長

フッ化物洗口は、実施の方向とか留意点とか効果といったことについて、学校も家庭も教育委員会等関係機関も学校歯科医の指導のもとに同じ理解がなければ前に進めないものだと思っている。その大前提を大事にしながら、導入の準備ができたところについては積極的に導入するようお願いしていきたい。

教育総務課長

先ほど三瓶委員から質問があった学校司書の全国平均の数値について答弁する。文部科学省調べで平成28年4月1日現在だが、公立高校の学校司書配置率は66.9%が全国平均であり、本県においては、本県調べ28年6月1日現在で73.0%である。

佐藤雅裕委員長

高校生スマホサミットは非常におもしろい事業で興味があるし、成果が上がってほしい。まず、前提となる学校現場では情報リテラシーを指導できる方がなかなか見つからないとの声を聞くが、教育庁の中でその辺の体制がどうなっているのか。また、学校の中で子供たちに対していろいろな発想でやってもらうのは非常に有益であり、その指導は各学校で対

応していると思うが、どういう形で進めていくのか。

教育総務課長

I C T教育関係は教育センターなどを核にした研修などを行っている。例えば情報モラルの指導についての講座とか、テレビ会議システムを利用した授業に関する出前講座を行っており、新たにタブレット端末を活用した授業についての研修を行っていききたい。

佐藤雅裕委員長

なかなか教育委員会だけで対応できる話ではなく、犯罪になれば当然警察も絡むし、不登校になって病気になれば今度は病院、保健福祉部も絡んでくると思う。まずは教育委員会として、今回の高校生スマホサミットで高校生の中の気持ちについてしっかりやってもらい、次の段階としてはこれをきっかけにぜひ全庁的な議論も進めてもらいたい。

また、頑張る学校応援プランについてはさまざまな角度から議論が出たが、県民も当然期待していると考えているし、学校現場の先生もこれをしっかりやることで自信につながる部分も出てくると思う。「学力向上に責任を果たす」とすばらしい力強い言葉ももらっているし、「地域と共にある学校」も大事なことであり、本当に期待している。大事なのはそこできちんと評価を加え、平成32年までという短い時間での話であるから、しっかり評価を踏まえて、どうブラッシュアップしていくかなので、そこも考えながらぜひ進めてもらいたい。

(3月 9日 (木) 商工労働部)

伊藤達也委員

商15ページの開発型・提案型企業転換総合支援事業だが、これは新規事業か。

産業創出課長

こちらは今年度からの新規事業であり、ものづくり企業が下請型中心の企業からみずから製品を開発できる企業への転換を進めていくところが主な内容となっている。

具体的には、製品の開発段階から事業化まで一貫して支援していくものになっており、最初の開発の構想段階において開発のきっかけをつくる専門のアドバイザーが企業訪問をしてアドバイスする事業、それから実際に開発を行う段階で技術的な課題等を解決するためにハイテクプラザ等において技術的支援を行うこと、また実際開発した商品ができる市場の中で売っていくが、競争力の高いオンリーワンの技術、製品に磨き上げていくための知的財産の取得の支援である。開発の構想段階から事業化、知財支援を含めて総合的に支援することで、ものづくり企業の開発を支援していく事業である。

三瓶正栄委員

商1ページの空港利活用対策費、1～4が関連するのでまとめて聞く。

けさの新聞報道にもあったとおり、福島空港から仁川空港にJ A Lでチャーター便が飛ぶようになったのは非常に良かった。その中で、まさにこれからピンチをチャンスと捉えながら、ベトナム、台湾を初めアジア諸国を対象とした定期便、チャーター便就航について働きかけをしなければならないところであるが、まずこの件に関して聞く。

佐藤雅裕委員長

それは一般的事項である。

三瓶正栄委員

一般的事項ということであれば、リムジンバスの話が先ほどあった。この内容について聞く。

空港交流課長

福島空港のリムジンバス、いわゆるアクセス関係については空港利活用対策費の2「福島空港機能維持強化支援事業」の中にあり、福島空港は2次アクセスが弱いとの指摘もあるが、いわきと空港を結ぶバスに関して一定の運行支援を行っている。そのほか県のほぼ全域を対象とした乗り合いタクシーの運行支援などを行っている。

桜田葉子委員

何点か聞く。

まずは、首都圏学生のUターンについて部長説明の3ページで説明があった。その予算が商8ページと11ページなのか確認する。また、この事業について詳しく説明願う

。

雇用労政課長

首都圏学生のUターンについてだが、予算書は商8ページの事項「うつくしまFターン事業費」、説明2「ふくしま就職応援事業」になっている。

具体的な事業の内容としては、まず東京にあるふるさと福島就職情報センターが若者の県内への還流あるいは首都圏に進学した本県大学生のUターンの拠点と認識しており、そちらに力を入れて進めていきたい。現在、東京窓口の人員は5名体制で実施しているが、1名増員する。あわせて現在は5名が就職相談と大学を訪問したり、イベントの企画などをそれぞれ兼務で行っているが、新年度は2名を専任の相談員とし、県が直接、嘱託員として雇用する予定である。4名については大学訪問、イベント等の企画をし、ただ待っているだけではなくて大学等から学生を呼び込んでいくことを展開しながら、学生のUターンあるいは若者の還流に向けて積極的に取り組んでいきたい。

桜田葉子委員

人口減少の中で若者に首都圏から帰ってきてもらう方策としては大変ありがたいことである。首都圏の大学11校と協定を結んでいるが、せっかく協定を結んでいるので、その部分と、新たな体制強化や大学訪問をどのように重ねて連携させようとしているのか。

雇用労政課長

首都圏の大学との就職支援協定だが、現在13校になっており、それぞれの大学で例えば本県企業の合同説明会を開催したり、大学生に対して本県の情報をメールで発信してもらったりしている。先ほどの東京窓口において、大学訪問をしながらさらに就職支援協定を締結できる大学を開拓するとともに、既存の就職支援協定を締結した13の大学については、先ほど述べたようなことを引き続きお願いしながら、本県企業の魅力を首都圏大学生に伝えていきたい。

桜田葉子委員

13校のうちの1校と懇談をしたら、福島県にこんなにもすてきな企業があると知らなかった、福島に住んでいながらわからなかったと聞いた。ポイントは企業をどれだけ周知できるかなので、積極的に進めてもらいたい。

もう一つ、県内学生の定着というフレームが部長から説明があった。この前県内の全私立学校と懇談したら、協定締結というところからそのような意見が出たと思うが、「福島県は県外学生に対しては積極的に取り組んでいるようだが、県内学生に対して県外学生以上にやってもらったら違うのではないか」との声も聞いた。そこはどうか。

雇用労政課長

県内の学生について、ふるさと福島就職情報センターの福島窓口で県内学生の就職相談にも対応している。あわせて昨日ビッグパレットふくしまにおいて大学生と企業の合同面接会を実施し、大学生が約650名参加して県内企業との合同面接会を実施した。

さらに福島大学を中心としたCOC+（文部科学省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」）という協働機関があり、県内の大学で県内に就職する学生が現在40%程度しかいないが、それを50%まで上げることに取り組んでいる。県としてもこちらと連携しながら、県内学生についても積極的に県内就職に向けて取り組んでいきたい。

桜田葉子委員

私は桜の聖母短大の学生と懇談した。今課長が言ったような取り組みは理解し、そこにも参加しているが、福島市内で学んでいても福島市内の学生ではない。会津などいろいろなところから来ており、「もっと親しく私たちの話を聞いてもらってもいいよね」との答えが返ってきた。ビッグパレットで一对大勢ではなく、もっと身近にやることによってポイントが出てくると感じた。これだけの予算が計上されて新たな取り組みになったので、ぜひ県内学生との取り組みも願う。

次に、次世代育成支援企業の認証等の取り組みを積極的に進めるとの説明もあった。この予算に関しては、商8ページか。また内容を聞く。

雇用労政課長

委員指摘のとおり商8ページの事項「雇用促進事業費」、説明2「女性活躍促進事業」がこの予算になっている。

次世代育成支援企業認証については、今国においても働き方改革が着目されており、これも学生の人材獲得に関係するが、マイナビで学生に対してアンケートをとったところ、学生の希望としてワーク・ライフ・バランスのとれた企業に就職したいとの希望が非常に多かったこともあり、県内企業に広くワーク・ライフ・バランスのとれた働き方について取り組みを広めていきたい。

具体的には、まず直接商工団体を訪問してワーク・ライフ・バランスの取り組みの重要性を話しつつ、個別の企業に対しても直接訪問してワーク・ライフ・バランスの取り組み、認証の取得、あるいはイクボス宣言などについてお願いしていきたい。あわせて経営者向けや女性向けのセミナーを実施しながら、ワーク・ライフ・バランスが県内企業に広まっていくように取り組んでいきたい。

桜田葉子委員

本県が行う働き方の取り組みの代表がこの次世代育成認証制度だと理解している。本県の姿勢がここに全てあらわれており、これは今課長が言ったように認識から始まると思う。人口減少の中で働き続けられる環境、そして責任ある立場で働ける環境はこの認識から始まるとすると、今現在、次世代育成企業認証制度は何%中小企業あるいは小規模事業者が取得しているか。

雇用労政課長

全体の企業数に占める認証企業の割合については、申しわけないが手元になく、現在認証取得している企業数は586社である。2つの認証があって重複しているものもあるが、2月末現在で586社の認証取得企業がある。

桜田葉子委員

人口減少対策を政治最大の課題として本県も取り組んでいこうとしており、その一つの社会増、働き方の大きな視点からすると、この認証をどれだけ企業が受けているかも大きな指標になる。中小企業98%の本県にとって何%、小規模が86%としたら何%とっているか。その数字を持っていると思う。後で示されたい。

また、この取り組みは次世代育成支援企業認証制度の中身、つまり融資制度を充実させないといけない。今やっている利率や融資期限の部分がよく理解されていないというか、ここがもっと充実してもらわないと、特段、認証されたからといってメリットはないのではないかと声がある。ここをメリットにしていかないと進まないと思うが、その部分は平成29年度の予算に入っているのか。

雇用労政課長

メリットについては、融資制度を考えている。あわせて認証取得することによってハード整備で100万円、ソフト事業で50万円という助成金もあるので、こちらもあわせてPRしていきたい。

桜田葉子委員

その予算もこの中に計上されていると理解してよいか。

雇用労政課長

委員指摘のとおりこちらに計上されている。

桜田葉子委員

助成金の話があったが、この前若手企業の方と懇談したときに融資の利率がポイントだと聞いた。この利率をもっと手厚くすることが認証をとってみようというところにつながるようだが、その理解はどうか。

経営金融課長

次世代育成支援企業認証を受けた事業者が融資を受ける場合、ふくしま産業育成資金の融資制度で担当している。利率については今10年以内の返済で2.0%以内となっている。利率は2.0%だが、県としても保証料率0.1%分を支援するため協会に対して保証することによって、間接的に事業者の保証料の軽減を図っている。實際上、金融機関の貸出金利の実態を見たところ、1.8%が平均と把握している。

佐藤雅裕委員長

先ほどの認証企業の割合はまとめて後で提出するというだけでよいか。

雇用労政課長

県内企業に占める認証企業の割合でよいか。

佐藤雅裕委員長

県内の数字で提出願う。提出できるということでよいか。

雇用労政課長

よい。

桜田葉子委員

本県の現状からすると、私も助成金の話をして、認証がもっと認識されて企業においても認識の改革につながるようにもっと訴えていきたい。

もう一つ質問する。議案第20号「福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例」、これは大変ありがたいことであり、若い技能者たちを育むためには今に合った条例改正だと思う。職業能力開発計画が昨年策定され、その動きの中でこの条例も改正されたと思っている。先ほど話があったが、詳しく説明願う。また、このことがどのようにつながっていくか、認識を聞く。

産業人材育成課長

まず、今回の条例改正の背景だが、ものづくりに入ってくる若い方々が少なく、職業訓練協会から厳しいとの話を聞いている。この技能検定試験については難易度が特級から3級まであり、若年者は2級（高校卒業レベル）と3級程度になり、学科試験と実技試験があるが、どうしても実技試験は設備や道具を準備しないと技能検定はできず、職種によるが、高校生でも検定料が1万円を超える状況である。ものづくりをしようとしている若い人たちが検定試験を受けることが、ものづくりに入る一つのきっかけにもなるので、それを何とか少しでも減免していくため特に35歳未満の若い方を対象としようとしている。

もう一つ、これは本県の事情であるが、この検定制度は国の制度である。国としてもニッポン1億総活躍プランの中でものづくり分野を担う人材を支援しようとしているため、平成29年度後期からの実技試験について手数料の軽減措置をしていきたいといった背景がある。

試験は毎年全体で3,000名程度が受験しているが、35歳未満の方は、高校、特に実業高校を卒業する方々の人数からするとまだまだ受検者が少ない状況である。昨年度の3級の受検者が200名ほどだが、減免によってこれが倍ぐらいにはなるのではないかと期待している。

桜田葉子委員

認定職業訓練校においてもこれが該当するとなると、事業主にとっても訓練生にとってもありがたいことだが、周知を教育委員会を通してることがポイントだと思う。周知は高校生だと教育委員会を通してだが、例えば高校を卒業して就職したら就職先の事業主のところで聞く状況になる。負担にならないように積極的に広報活動をしてもらうことが、認定職業訓練校で学んでみよう、それからものづくりの専門家になってみようというところにつながっていくので、広報活動を積極的に進めてもらいたい。

もう一つ質問する。局長説明8ページの「健康と観光を組み合わせた」という部分は、商23ページに予算が計上されているようだが、具体的にどのようなことなのか。そしてモデル地区を支援するとあるが、このモデルはどこか。

観光交流課長

ヘルスツーリズムと呼んでいる分野であり、この事業については今年度約600万円の予算で、二本松市の岳温泉が中心だが、そこと北塩原村でモデル地域を設定し、医療と連携した新たな観光の形をつくった。来年度はさらにモデル地域を南会津にも広げ、3カ所で医療とつなげた新しい観光の形や、また今非常に登山などの健康ブームがあり、これは重い登山ではなくてトレッキングよりちょっと重く、登山よりは軽目の、多くの方が参加できるような新たな観光コンテンツを地域の方と連携して磨いて、それをまず売っていくという販路まで見越した形の仕組みづくりを考えている。

吉田英策委員

幾つか質問する。

商9ページに緊急雇用創出事業があるが、この事業で来年度は何人の雇用を目標にしているか。県直接雇用もあると思うが、雇用数を聞く。

雇用労政課長

緊急雇用創出事業については、今年度で県と市町村が直接雇用する事業が廃止となった。県では廃止されたら困ると強く国に要望してきたところである。仮に廃止された場合でも、本県は被災3県の中でも原子力災害という特殊な事情があるため、そういった点も考慮して新たな事業を構築してもらいたいと国に要望してきた。

結果として、被災3県において平成28年度で震災等対応雇用支援事業、つまり直接雇用事業については廃止となったが、本県の特殊事情を国が勘案し、原子力災害等対応雇用支援事業を28年度から新たに国で構築した。こちらは委託によって実施するもので、直接雇用ではなく委託事業者が雇用する形になっている。

吉田英策委員

商9ページの復興雇用支援事業で61億円の予算がつけられているが、これは緊急雇用創出事業で雇用するための予算ではないのか。

雇用労政課長

事業として2つあり、商35ページの債務負担行為で審議をお願いしているのが、企業が雇用する場合に助成金を出すもので、約40億円計上している。それと今説明した原子力災害等対応雇用支援事業については21億円程度で、県と市町村が直接雇用をせず、それぞれ民間企業が県や市町村の発注する委託の中で雇用するため、具体的な雇用人数については今後計画を精査していく中で確定していく。

吉田英策委員

ぜひ雇用人数がニーズに応えられる数になるように願う。

次に、商11ページにチャレンジふくしま中小企業上場支援事業がある。先ほど伊藤委員が質問した開発型・提案型の企業育成も同じで、魅力ある中小企業を育成しようという中身だと理解するが、例えば上場を支援する場合、具体的にどういう支援になるのか。

もう一つ、提案型の中で専門アドバイザーを各事業所に派遣するとか、ハイテクプラザでの講習も含めた支援とのことだが、もっと具体的に中小企業の体力をつけるような支援にはならないのか。この中身を聞く

。

部参事兼商工総務課長

チャレンジふくしま中小企業上場支援事業について説明する。目的としては、中央の学生が福島に戻ってきたいと思えるような魅力ある企業をどんどんふやしていくことが大きな狙いである。

具体的にどんな支援があるかという点、一つは上場について考えのある若手の経営者を集めて、上場の魅力紹介や動機づけも含めてセミナーを開催している。もう一つは上場に向けたいろいろな準備のための費用がかかるが、そういったところの支援を具体的にやっている。例えば証券会社の支援や、監査法人による本格的な監査を受けなければならないこともあり、必要な費用の一部を補填している。

今年度から始まり、次年度も引き続き積極的にPRしながら展開していきたい。

産業創出課長

開発型・提案型について先ほど説明したが、一つは専門アドバイザーであり、これは一部今年度も行っているが、大学

教授に回ってもらって、いろいろ企業が持っている技術などを目ききして、そこからできるものはないかというアドバイスをして新商品開発につなげていくものである。既に16件ほど新しい製品が出てきており、企業の開発意欲につながっていると考えている。また、ハイテクプラザでも、ハイテクプラザに来てもらって技術相談や提案をしたり、あるいは企業に訪問してきめ細やかな相談に乗っている。

これ以外にも実際に市場調査をするための費用を助成したり、あるいは展示会に出店する費用の補助、技術開発した商品を売っていくところを含めて総合的に支援していきたい。

吉田英策委員

ぜひ中小企業への支援を強めてほしい。もう一つ、先ほどの上場支援事業の予算がこれだけついているということは、対象になる企業を具体的に想定しているのではないか。何社ぐらい支援するのか。

部参事兼商工総務課長

現在のところ問い合わせ等がある企業として4社ある。ただ熟度についてはどの程度かまだわからない。問い合わせをもらっているので、関心のある企業は見てくれていると思う。しっかり支援していきたい。

吉田英策委員

商11ページの原子力災害被災者事業再開等支援事業は、今官民合同チームで訪問しながら被災元に戻る企業をふやしていこうというものだと思うが、新聞報道で商工会がアンケートをとった結果が出されていた。これを見ると避難した事業者がもとの場所に帰って再開するのは本当に大変なことだと改めて思った。再開できない理由として商圏の喪失が84%になっているし、客が減少して商売にならない方が74%を超えている。こういう中で官民合同チームや県の努力もあるのだろうが、事業再開に向けて今後どんな取り組みをしていくのか。

佐藤雅裕委員長

今指摘した予算に対しての質疑でよいか。もう少し広くということであれば一般的事項になる。

吉田英策委員

この件については一般的事項で質問する。

商17ページの説明で中核工業団地企業誘致推進事業費の中に損失補償の予算も計上されているとの話があった。損失補償の中身を聞く。

企業立地課長

いわき四倉中核工業団地についてだが、第1期区域と第2期区域と2期に分け、1期は震災以前に造成を完了して分譲し、2期は震災後復興の工業団地と位置づけて、今企業局で造成している。これについて、企業会計の特殊な部分があり、現時点で想定している造成費用と分譲収入の差について損失が出る見込みとなったため、その分を一般会計から企業会計に補填する。

吉田英策委員

これは想定した金額では売れなかったとの理解でよいか。

企業立地課長

売れなかったという想定ではなく、造成した土地については全て分譲する見込みで歳入歳出を試算して、結果としてそこに差が出るため、その分について補填する予算を計上している。

吉田英策委員

決して安く売ったということではなく、いろいろな事情で想定した金額よりも安い金額で販売せざるを得ないということか。

企業立地課長

単価については特に割引してということではなく、現在想定している分譲単価で収入を見込んでいる。この損失については2期単体で見た際の収支差で今回計上しているが、1、2期全体を合わせた計画で見ると収支に赤字が出るということではなく、今のところ収支バランスがとれる計画で進めている。

吉田英策委員

もう1点聞く。

商5ページに離職者等再就職訓練事業がある。先ほどの説明では、民間委託による離職者の訓練事業とのことだが、民間委託にしている利点と再就職はどういう状況か。

産業人材育成課長

民間委託について、公共職業訓練は県、国、(独法)高年齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で行っているが、県ではテクノアカデミーでものづくりを主体に学卒者に向けて訓練をしている。離職者については、県でIT、経理事務、情報、介護といったものを委託でやっている。ものづくりの離職者訓練は、ポリテクセンターで(独法)高年齢・障害・求職者雇用支援機構がやっている。予算計上している民間委託というのはそういった事務系の機関に委託をしているものである。コースとしては、メインが知識習得コースで介護、経理事務、IT関係を専修学校や、場合によっては民間企業にも実践的な研修をお願いしている。

就職率は、平成28年12月末現在で74.1%である。昨年度同期が78.1%で4ポイント下がっているが、これからまた就職が入ってくるので上がると思う。今、全国的にも、この職業訓練の中の就職が厳しい状況で、雇用情勢はよいが、訓練後になかなか就職に結びつかない、また訓練を受けながら別な求人を探す方もいる。県、(独法)高年齢・障害・求職者雇用支援機構と福島労働局で連携をとって公共職業訓練を行っているが、全国で、また本県においてもそういう状況がある。

吉田英策委員

民間委託した場合、民間企業で研修を受けながら技術を習得するのだろうが、その間の人件費、給与については県の補助事業になると思う。引き続きその企業で採用するケースがあるのか。

産業人材育成課長

委託先の企業への就職ということかと思う。先ほど少し話したが、訓練の中には、座学の後、さらに企業での訓練を行うデュアルシステムコースと言われる、企業をお願いして実施するものがあるが、確かにその実践コースのほうは就職率が高い状況にある。これからはそういった就職に結びつくようなコース、雇用する側や求職者のニーズも当然踏まえなければならないが、両方のニーズを踏まえてコースの設定を考査検討していかなければならないと考えている。

佐藤雅裕委員長

かみ合っていない気がするが、吉田委員が聞いているのは、民間企業に派遣してその現場で訓練してもらっているのではないか、その上で就職に結びついている実績がどうかと、そこにかかる人件費などは県がこの予算でやっているのかということではないか。

吉田英策委員

そうである。

佐藤雅裕委員長

そういうことなので再度答弁願う。理解が違うのであれば違うと言ってもらえばよい。

産業人材育成課長

雇用型訓練については、県では行っていないが、国の制度として行われている。

佐藤雅裕委員長

行っておらず、この予算の関係ではないということで、わかった。

産業人材育成課長

質問の意味をよく理解せず申しわけなかった。雇用保険制度があるので、雇用保険を受けながら訓練を受ける方と、雇用保険を受けられずに訓練手当をもらう方の2通りある。ここに出てくる訓練予算の中で、委託する側の訓練機関に委託料を支払い、また、母子家庭や障がい者等で雇用保険が受けられない方については、そういった訓練手当の支給を行っている。

宗方保委員

商24ページの国際観光推進費について、インバウンド復興対策ということだが、平成28年度の実績は最終的にはまだ出ていないと思う。しかし、おおむね27年度に比して上回るとは思えない。その辺はどうなっているのかが一つと、今回の予算はかなりとってあるが、インバウンドは目標をどのぐらいにおいて、どういう手法で展開していこうとしているのか。

観光交流課長

インバウンドの実績としては、先日、観光庁で調査している外国人の宿泊統計調査結果が出ている。本県は対前年で1.5倍の伸びを示している。震災前に比較して8割まで戻している状況である。対前年の伸びとしては全国3位であり、もともとの数字が低いのでまだ課題はあるが、伸び率としてはそうになっている。

今後のインバウンドの目標と具体的な取り組みの方針だが、目標についてはまず震災前に戻すことである。今インバウンドの伸びが震災のころよりもっと大きなうねりとなっているので、さらに取り組みを進めて、最終的に平成32年に20万人という数字を商工業振興基本計画で掲げている。

戦略については、特に最近は個人旅行者の動きが活発である。先日も中国の春節のときに、以前は団体旅行の方が来ていたが、大分少なくなり、個人旅行者が7、8割になっていると思う。そういった個人旅行者をどうやって取り込むかが課題である。

具体的には個人旅行者はインターネットを使って調べる方がたくさんいるので、SNS、フェイスブックを使って、特に今年度台湾、タイ、オーストラリアをそれまでの東アジアに加えて新たなマーケットとして取り組んでいる。例えばタイのSNSは今フォロワーが7万人を超え、伸び率だと全国1番である。1位が今沖縄で9万人だが数年前に開設してお

り、本県は半年で7万人なので、このまま順調にいくとことし中に全国1位になるぐらいの勢いで伸びている。また最近、動画共有サイトのY o u T u b eを使って広告動画を配信し、1週間で1,000万回再生という、自治体、国も入れてトップクラスの数字を挙げている。

福島が観光地として認識されていない部分があるので、まず認識して、次に興味を持ってもらい、東京に近いという強みもあるため、どんどん福島に外国人観光客を引っ張ってきたい。

宗方保委員

よくわからない。平成29年度は何万人という目標があるのかや、逆に言うと、どこから来ても、通っただけでも1人という積算なのか。もう一つあわせて言えば、福島空港から福島県へ入ってくるインバウンドを合わせ技で持っていかないと不十分なのではないか。その辺について、昨年度と対比して何千人福島空港は入っているのか。そして、新年度はどういう目標にするかがあれば示されたい。

観光交流課長

今の数字は宿泊者数である。県内に宿泊した数字であり通過した数字ではない。平成28年の県全体として、これは従業員数10人以上の宿泊施設での数だが、延べ宿泊で7万1,820人泊である。

空港交流課長

福島空港の国際チャーター便に関してだが、平成27年度は国際チャーター便が29便飛んでおり、国籍は定かではないが、いわゆるインバウンドと言われるこちらに入ってきた方は2,000名ぐらいである。28年度は、きょう台湾に出発するが3月分は入れずに、2月末で35便であり、そのうち向こうから入ってきた方が2,400名である。

定期便ではなくチャーター便の状態なので数はまだ少ないが、2月末現在で昨年度を上回る形でインバウンドがある状況である。

観光交流課長

目標は平成29年度で9万人泊と設定している。

空港交流課長

福島空港の利用者数については、国内外合わせて平成29年度は28万5,000人を目標にしている。

宗方保委員

国内線込みの数字か。

空港交流課長

国内外まとめたの目標である。

佐藤雅裕委員長

インバウンドで中に入ってきたという観点での目標は設定しているか。

空港交流課長

インバウンドだけの目標はない。

宗方保委員

国内の空港の需要にしても国際線にしても目標がないことがおかしい。これは前回は言ったはずである。目標を持ってきちんとそれに向かって全庁的な協力を求めながら、市町村に団体に個人にお願いする。空港の草創期は必死になって官民合わせてやってきた。目標がなかったら動けないはずである。そういう意味で、来年度の目標がないのでは局長も答弁しようがないが、考えはどうか。

観光交流局長

福島空港を利用したインバウンドの対応についてである。

福島空港については、今回のソウルチャーターに見られるように、これまで定期路線のあったソウル等のチャーター便の再開がなかなか厳しい状況の中で、今力を入れているのは東アジア、ASEANからのインバウンド、チャーター便の誘致であり、そこから次の展開として定期路線に結びつける戦略を練っている。これは福島空港ストレートだけではなくて、福島に来る方をふやす。例えば、今述べた東アジア、ASEANも含めて福島に来て実際見てもらう。我々と交流するなり、観光地をめぐってそれをSNS等で発信することによって、福島に対する風評の払拭につながるということで、2方面で進めていきたい。

観光、空港だけではなくて県産品も同じであるが、観光交流局3課一体となって、また農林水産部、広報等も一緒になって方針をしっかりと示しながら、来年度以降進めていきたい。

宗方保委員

局長の答弁があったが、観光の入り込みというのは大きな力がある。福島空港も実は風評含めて大変な状況だろう。だからこそピンチはチャンスだと、震災以降職員も議員も何とかしようとしてやってきたわけで、空港にしても構わないでよくと本当に「から港」になってしまう。そのため、インバウンドもASEANシフトのような話をしていたが、そういう意味できちんと目標を立ててほしいし、飛んでもらう。逆に言えば、新年度の予算は空港サイドから見ると何に使うのか疑問すら感じるくらいである。この程度にしておく。

産業人材育成課長

先ほど吉田委員からあった離職者訓練の民間委託について再度説明する。

まず、民間委託している理由だが、離職者訓練の目的が速やかに就職に結びつけることなので、民間のあらゆる機関に多様な職種の訓練を委託している。

なお、効果という話があったが、平成28年度については計画定員1,516人のところ実施訓練定員が1,290人、応募者数が1,549人で、応募倍率が1.2倍、充足率が85.7%でそれなりの効果が上がっていると認識している。

宗方保委員

商30及び31ページに関連倒産防止資金（取引円滑化枠）損失補償と事業再生資金損失補償があるが、ここのところ私が感じていることがある。若い経営者たちと話をしていると、終戦後に起業した人たちからすれば、その次の世代という和我々ぐらいの世代、その息子たちの世代、これを私は3代目の危機と感じているが、商売も一生懸命やってきたが、震災以降、原発の補償を資金繰りにして何とか今やり続けている。原発の損害賠償だから厳しい事態も予想される。資金繰りはとまると不渡り、倒産となるわけである。そういう状況で当たり前金融機関に行くときまさに厳しい指導を受け、ため息について毎晩眠れない日が続くことになる。私たちの経験があるからそれを今感じている。

債務負担行為と出ているが、現状を県はどう捉えてどういう対策ができるのか。信用保証協会が最後のとりでだからこ

ここでバツとなればもうだめである。金融機関や信用保証協会と同じように県がこういったことまで考えているのは、どういふふうにこれを防止したり、立ち上げるのか。経営というのはどん底でもまだ頑張りによって上がってくるから、潰れるのをただ見ているのではなくて、県としてどういうことができるのか。現在の状況とあわせて考え方とノウハウがあれば説明願う。

佐藤雅裕委員長

これは倒産した企業の売り掛け債権を持っている企業に対するものではないか。

宗方保委員

その事業再生もあわせて聞いた。

経営金融課長

県内企業の倒産の状況だが、平成26年度で一番底になり、27、28年度と少し右肩上がりになってきている。件数的には戦後から比べると3、4番目ぐらいに低い数字で、信用保証協会における代位弁済についても、直近のデータで述べると去年と同じ程度の代位弁済件数になっている。

この県の制度資金は、商29ページの起業家支援保証損失補償もそうだが、立ち上げ期で非常に企業が苦勞するとき、または商28ページにおけるオールふくしま経営支援対応資金損失補償や、関連倒産防止資金損失補償あるいは事業再生資金損失補償で、金融機関が貸すに当たってリスクが高い、また信用保証協会が保証するに当たってリスクが高いものについて、県が損失補償を信用保証協会と折半することによって金を貸しやすくするというので、特別にこの4つの制度だけ損失補償を県として行っている。

今後も賠償の関係もあり、だんだん事業者の資金繰りが悪くなっていくのではないかとの見通しを持っているので、代位弁済なり、こういう制度資金も十分使ってもらいながら、中小企業の資金繰りをバックアップしていきたい。

桜田葉子委員

今も福島県は風評対策を政策の大きな柱に位置づけて取り組んでいる。平成27年4月に食品衛生法が改正され、生活する私たちにとっては大変ありがたいことだが、販売者だけではなく製造者の住所を記載しなければならない状況である。その当時、福島県内でつくっていた桃の缶詰はつくることができず、今もなお山形県でつくらなければならないため、食品加工製造の状況が大変厳しくなっていく。28年6月の質問にあったが、その当時、観光交流局長が「実態の把握に努めます」と、調査すると答弁した。29年度に向かう中、これはどのような状況になったか。

県産品振興戦略課長

食品表示法の施行に伴う影響である。昨年6月の当委員会においても質問があったが、平成27年4月に施行された食品表示法により32年4月から食品に製造所の住所、氏名、会社名を記載することが義務づけられた。一部工場が複数ある場合には特例措置があるが、おおむねほとんどの商品に製造された住所が記載される必要がある。

新たに福島の住所が記載されることによって風評にどういう影響があるかということで、具体的な例として1つ目は、県内にある事業者が東京や県外にあった会社から委託生産の依頼を受けた場合、今までは福島県の工場で生産されていても本社が東京だったり違う県だと製造地である福島の工場の名前が入らなかった。これが法の施行に伴って記載されるようになることによる影響である。2つ目が、ある会社で県内にもともと大手の工場があり、東京本社でこれまで販売しているが、福島工場で製造されたものは福島工場で製造された住所を記載しないといけなくなることである。

そういう意味でこの2つの影響が、事業者にとってどのように今現在認識されているのか、どのように考えられている

かについて、このたびアンケートを実施した。

今回のアンケート調査については、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会に加盟している県内食品加工事業者1,101社の中から256社回答をもらった。その結果、1つ目に、この食品表示法にこれから対応するところが53%、対応するかどうか迷っている方が14%、合計で約7割の事業者がこれからどう対応していくかという状況であった。2つ目に、この食品表示法施行に伴ってどのような影響があるかについて聞いたところ、54社、全体の21%において、取引先から福島県内製造の表示をしたくないと言われている、また既にこの施行に合わせて取引がなくなってしまうとか、また32年まで少し時間があるが、今後施行が徹底されると取引先がなくなるのではないかと懸念している声がたくさんあった。

県としては、今回の調査結果を深刻に受けとめており、さらなる風評の払拭に向けた取り組みを国関係とも連携し、関係団体の話を聞きながらしっかり取り組んでいきたい。

桜田葉子委員

調査してもらい感謝する。平成27年に食品表示法が変わったとの認識がある業者とそうでない業者があったが、福島市内にも例えばキューピーマヨネーズをつくっている工場があり、これも32年で終わるのではないか。またハウス食品のカレーをつくっている工場もある。これも製造所を福島市と書くならば難しいと、影響が目に見えているところもあるので、ぜひ「福島県でつくっても安全ですよ」と風評払拭を願う。

もう一つ、所管は保健福祉部の食品衛生課である。この法律ができた時点で保健福祉部がしっかり受けとめて、風評対策を福島県全域の会議の中で打ち出し、いち早く27年4月からやらなければならなかった。それを1年間放っておいたわけではないが、所管は別であるものの、この連携は全て福島県に広がることから、今後ともよろしく願う。

2つ目の質問をする。これは土木部ではあるが、福島県建設業審議会の答申を受けてアクションプランを策定する知らせがあった。そこで吉田委員も私も質問したが、若い技術者の職業訓練育成について大変心配している。しかし、今回条例が提示され、この方たちが試験を受けると助成してもらえることは大きな力になり、また取り組んでみようという人が1人でも多くそこに臨むことを期待している。

昼業、左官、塗装といった認定職業訓練校で学んでいる人たちは厳しい状況であるが、土木部がこれからアクションプランをつくる中において、そのものづくりの方たちもプランの中に入ってこなければならぬ。土木部が関係ないことはなく、ものづくりとしてプランの中にしっかり入れ込み、若手の育成という視点が土木を支える大きなものづくりにつながるわけである。今後アクションプランが策定される。そこで、商工労働部の所管するものづくりから、今の時点でよいので、どのように認識しているのか。

産業人材育成課長

ものづくりをこれから背負って立つ若者の育成については、土木部のアクションプランとのことだが、まさしく建築、左官、型枠といったものの後継育成をしている認定職業訓練等への支援を今後ともしっかり行って、そういった将来を担う人材を育成していかなければならないと考えている。土木部でつくるアクションプランの中の将来を担う人材の部分については私も認識していなかったが、我々としては、将来を担う職人の人材育成をこれからもしっかりと引き続きやっていきたい。

桜田葉子委員

職業能力開発計画に基づいて育成されている人材はアクションプランにも入り込むので、しっかりと訴えてもらわなければ、左官や塗装など日本の文化を育んだものづくりの技術者は、厳しくなって育っていかないのではないかと危惧する。そこは認識して入れ込んでもらいたい。

もう一つ質問する。今回の予算で、例えば「クリエイティブ伝統工芸創出事業」、「技術でささえる県産品加工支援事業」など、かつてないほどの、つくって、売って、ブランドといった伝統工芸にかかわるさまざまな事業があり、局長からも説明があった。平成29年度に大変期待するところであり、東京都で工芸品を売ると新聞に載ったりしている。どんな形でのように展開していくのか。

県産品振興戦略課長

伝統工芸産業の振興についてである。来年度に向けて考え方としては3つの視点を持っている。1つ目は売れる、時代に合った商品開発で、いかんせん伝統工芸品は古いイメージもあるため、そのよさも生かしながら今の時代に合った商品開発という視点である。2つ目が商品をつくるだけではなく実際に買う客に使ってもらったり、たくさん売れるような取り組み、そして3つ目が福島の伝統工芸から来た新しいブランドとして国内外に評価されること、こういった開発と販売とブランドという3つの視点で来年度取り組みたい。

特に開発については昨年度と今年度、東京造形大学が会津に入って商品開発をしたり、またコシノジュンコ氏がことし県内の伝統工芸とコラボして新しい商品をつくったり、また、県内のクリエイターもぜひ使いたいと思っているが、若手の首都圏のクリエイターがコラボして新商品を生み出している。

これが生み出されただけではなくて、平成29年度の予算の中では首都圏の百貨店もしくはセレクトショップ、つまり工芸品のイメージがきちんと伝わるような店でしっかりと展示、販売していきたい。ミデッテでも工芸品を販売しているが、正直言って食品を買いに来ている客が多いこともあり、なかなか売れないため、客のニーズに合った違う場所で工芸品については特化して販売展開していきたい。その上で最終的には、会津漆器、会津木綿等さまざまな伝統工芸品があるが、それぞれが会津木綿の製品などと見て認識できるようなブランドをしっかりと構築できるように関係団体、事業者と連携して取り組んでいきたい。

桜田葉子委員

つくる、売る、ブランドの中に開発という説明もあって、前年から見ると大きな予算であり、仕組みもいろいろ検討していて大変期待する。例えば東京造形大学が入って会津木綿のすばらしさをここまで引き上げたが、それを売るとなると知恵が必要であり、その知恵を指導してもらうことが福島のブランドにとって大きなチャンスだと思っている。コシノジュンコ氏が入って、そのブランドはコシノジュンコからではなく、福島の会津木綿から先に入ってデザイナーの名前にいけばよいが、まだまだそこはいろいろな知恵を出さないとその山にいかないと思うので、ぜひブランドをつくる1年にしてもらいたい。

最後にもう一つ質問する。

先ほど宗方委員からも福島空港の話に基づいて質問があったが、東北運輸局が出した外国人延べ宿泊数の推移を今手元に持っていて、先ほど観光交流課長から説明があったとおりで。本県は8割まで回復しているが青森県は251%であり、全国平均より上回っているところは仙台かと思ったらこれは衝撃的な数字である。そうなるこの分析は函館との連携、つまり広域連携である。広域連携で青森県が宮城県を抜いて251%にいった。この数字をどう理解しているか。

また、仙台空港が民営化されたが、台湾から来た客を本県に呼ぶなど広域連携がもっとできないだろうか。この2つの視点についてどう考えるか。

観光交流課長

青森県が大館との連携を深めて外国人誘客を進めたとのことだが、福島の場合には逆に東京に近いのが強みであり、今年度は栃木県、茨城県と連携して東京起点の福島県、栃木県、茨城県をダイヤモンドルートと名づけ、本格的に売っているところである。先ほど説明したYouTubeでもこれをテーマに配信している。これからもっと浸透させて、福島県

は東北の玄関口であり、東京から入って福島県、栃木県に来てから東北に回ってもらうことも可能だと思うので、東北の一員として、また北関東との連携も深めてインバウンド推進を図っていきたい。

桜田葉子委員

北関東との連携でダイヤモンドルートとの話があり、それはそれでよい。しかし、青森県では他県との連携をいろいろな視点で取り組んできたことが251%という数字になり、それは2次交通の連携だとの説明も受けた。県内には福島空港がある。この立場からすると、すぐ隣の仙台空港が民営化されて、台湾人がこれだけおり立っている。そして2次交通として福島駅や会津若松市までバスが行っている。こういうところも取り入れなければいけない。79.7%の数字は確かに全国3番目の伸び率ではあるが、まだまだ打って出るような状況ではなく、全く負けている。だったら仙台におり立った客を呼び込む力はあるのではないかと。なぜならバスが2次交通で入ってきている。こういうところにも目を向けて、あちらだけではなくてこちらも、その結果が青森県のようにになると私は理解しているが、どうか。

観光交流課長

本県の強みとしては周辺も含めるとかなりそういう2次交通があると認識している。特に4月になると東武鉄道の新型特急が入るし、委員指摘の仙台というルートもある。また会津で以前から新潟空港を活用して中国の団体等を誘客している部分もある。

本県は広く、それぞれの地域でかなり手法も違うので、今DMO（Destination Management/Marketing Organization。さまざまな地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体）ということで、各地域でターゲットをしっかりと決めて、何をどうやって売っていくかを地域で真剣に考えている。そういった地域の戦略と県の戦略を重ねながら1足す1が3、4になるように盛り上げていって県全体のインバウンド誘客につなげていきたい。

桜田葉子委員

内堀知事が東北6県の知事と懇談し、東北の活性化も進めているとの説明があった。そういう視点からダイヤモンドルートも大切だが、隣に材料があるならばもっと連携して、福島駅でおいた人たちに飯坂線に乗って飯坂温泉に行ってもらおうとか、そういうことを県として指導するノウハウも必要ではないか。そうでないと全体に福島県のグレードが上がっていかないとと思うが、どうか。

観光交流課長

新年度においてインバウンドに真剣に取り組む地域に対して1地域2,000万円の補助を行うが、これは市町村未満の区域を対象とする例えば飯坂温泉、土湯温泉、磐梯熱海温泉といった温泉組合を想定している。例えば飯坂温泉が仙台から台湾を引っ張ってきたいとターゲットを決めてプロモーションする経費に対して、県の委託事業という形で旅費、プロモーション経費、ホームページをつくる経費まで含めて100%補助する。これでモデル地域をつくってもらい、それを県内に横展開していくことを考えている。我々がターゲットを決めるのではなく、一義的には地域の方が決めないと長続きしないので、そういった事業を活用しながら地域と連携して進めていきたい。

佐久間俊男委員

2点ほど聞く。

まず一つは、企業誘致をどのように取り組んでいくのか。先ほど来、県では産総研、医療機器開発支援センター、さら

にロボットテストフィールドなど、これまでの努力の成果が見える形で進んできている状況だと認識している。これまでの取り組みには敬意を表したい。一連を考えてみるとこれらの施設は研究拠点施設だと思う。いかに企業の誘致あるいは立地を推進していくのか。これまで県では企業立地補助金などを最大限に活用しており、新年度も同様に活用していくことである。ぜひこれまで以上の取り組みを期待しているところだが、新年度の企業立地の取り組みについてどのように考えているか。

企業立地課長

震災直後から企業立地補助金を創設して、すぐれた補助制度、復興特区制度などを活用し、企業誘致、産業復興に取り組んできた。それと並行して産業復興の重点プロジェクトを立ち上げ、再生可能エネルギー研究所が整備されたり、医療ではふくしま医療機器開発支援センター、県立医科大学にも医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターが整備され、今南相馬市にはロボットテストフィールドを整備している。また会津には会津大学の先端ICTラボという形で、まさに復興の拠点が整備され、今まで種を植えてきたものが芽が出て育っている状況である。

企業においては当然生産活動をしていくが、その生産活動をさらに拡大していくために、試験研究をして新たなものを開発し、さらに製造につなげていくことが企業の継続には非常に重要と考えている。こういった研究拠点のすぐれた試験研究開発の機能は福島の財産でもあるし、他県に誇れるすぐれた魅力ある施設、環境であると思うので、こういった施設や本県の魅力をPRしながら、再エネ、医療、ロボット関連産業初め、ICT産業、さらには今までも取り組んできている裾野が広い自動車関連産業、先ほど来出ている航空宇宙関連産業など、本県の産業のさらなる復興を目指して、積極的に企業誘致に取り組んでいきたい。

佐久間俊男委員

先ほど福島県商工業振興基本計画改定案の概要について説明があった。企業立地課長からも答弁があったとおり、新たにこの基本計画に載ったものが新規事業として取り組まれる。また、3月11日で震災後7年目を迎えるが、これまでの本県の取り組みは、一つの下地、あるいは仕組みづくりを実践してきており、いよいよその成果をいかに県民に提供するかといった積極的な攻めの時期に来ていると思っている。さらには先ほど来、各委員からあったとおり、本県における経済産業の分野を商工労働部が一手に握っていると言っても過言ではなく、その努力が成果に結びついてきている。しかし、産業集積をこれから積極的に推進していくに当たり、執行体制の確保が十分なのかどうか。これについて、新年度はどのような考え方で、あるいは現在の状況を踏まえてどういう取り組みをするのか、聞く。

部参事兼商工総務課長

今年度はロボット産業推進室を新たに創設するなど、ロボット関連産業を初め、再生可能エネルギー、さらには医療関連産業、航空宇宙関連産業などの成長分野のほか、中小企業の再生支援も含めて積極的に商工労働部として取り組んできた。今のところ平成29年度についても各分野における産業集積、育成、支援に必要な人員体制として今年度と同程度の体制で取り組んでいきたい。

佐久間俊男委員

新年度は、これまでの6年間の成果により、7年目以降、復興期間10年という一つの限られた期間の中で再生、創生を目指していかなければならない大事な年だと思う。通常であればスクラップ・アンド・ビルドで、一つの分野を廃止して新しい分野を取り入れ、現在の人員体制で事業に取り組んでいく考えもあると思うが、スクラップ的な事業を余り感じない。新しい分野がどんどん上乘せされ、本当に今の執行体制の中でこのすばらしい事業ができるかどうか。その辺について大いに期待しているものの、職員の数が足りないのではないかとと思うが、改めて聞く。

部参事兼商工総務課長

現在、復興に向けての取り組みとしては職員それぞれ多忙な部分もあるが、一丸となって商工労働部で取り組んでいる。これまでも必要な人員体制については確保に向けて関係部局と調整を図っているが、今後も委員指摘のとおりどんどんステージは変わっていくので、その時々状況を踏まえながら、引き続き必要な人員体制の確保にしっかりと取り組んでいきたい。

佐久間俊男委員

私も当部の仕事が多忙をきわめる状況の中で業務を執行していることについては重々承知している。きのうの教育庁の審査の中でも国における働き方改革が出たり、最近の言葉としてはプレミアムフライデーがある。幹部は職場全体を見渡しながら健康を確保しつつ事業に当たらなければならない。執行体制の確保についてはぜひともよろしく願う。要望とする。

伊藤達也委員

リフトつき観光バスの件である。2020年の東京オリンピック・パラリンピックやインバウンドで需要もふえてくと思うが、県内にある台数と今後どのぐらい必要となるのか聞く。

観光交流課長

リフトつき観光バスについては、県では調査をしておらず、報告できる数字はない。

伊藤達也委員

私が聞くとところだと県内に2台あるが、老朽化が進んでいるとのことである。リフトつきとリフトつきでないバスの値段の差が1,000万円以上あり、国土交通省の旅客課では2分の1、上限なしの補助を出している。それだけで持っても利益が出ず、普通のバスとして貸し出すこともできるそうだが、その際は車いすのところにいすを取りつけて貸す。しかしリフトつきのものよりも普通のバスのほうが需要が高いようである。なかなか持ってもバス会社として採算がとれない。ただ、東京都はリフトつきとリフトつきでないバスの差額分を1,000万円上限で補助しており、今後そういうこともしっかり、県として観光振興、また障がい者の観光振興の面で検討すべきだと思うが、どうか。

観光交流課長

東京都においては2020年の東京オリンピック・パラリンピックがあるため整備を進めていると承知しているが、全国的にはまだそういった事例もなく、東京都のみで進めているようである。周辺環境と需要等さまざまな角度から研究できればと思っている。

伊藤達也委員

今後需要があるし、障がい者も旅行できる環境をしっかりと整備することが大事だと思う。どういう形になるかだが、この点もしっかり進めてもらいたい。

佐藤雅裕委員長

県内に何台あるかは調査して資料を提出願う。東京オリンピック・パラリンピックの中で多様性ということもうたわれているので、しっかりと対応願う。

三瓶正栄委員

議案審査の中でインバウンドを含めた福島空港の利用促進について、宗方委員から質疑があり、執行部より答弁もあったので、これについては割愛する。いずれにしても、今回3年半ぶりにJALが韓国に飛ぶことは大変よかったと思っており、また、これを機にまさにピンチをチャンスと捉えて、正しい情報発信をしながら理解を得る努力をこれからも続けてほしい。

再生可能エネルギー関連産業、ロボット関連産業、あるいは航空宇宙関連産業等があるが、きょうは絞ってロボット関連産業について2、3質問する。

イノベーション・コースト構想が掲げる本県へのロボット産業集積は大変裾野が広く、自動車産業よりも広いと思う。その中で例えば材料として、電池、センサーなどテクノロジーが必要な部分もあると認識しているが、地元企業の参入の余地は大いにあると考えられる。我々も地元におり、いろいろな地域の関係者から話を聞くと、それに気づいていない企業が大変多いように感じる。これからだとは思いますが、まずこれについて聞く。

ロボット産業推進室長

ロボット産業の裾野の広さについては、ロボットだけではなく、その下に連なるモーター、センサー、アクチュエーター、そしてソフトウェア開発と、いろいろと波及できるところがあり、県内の企業にとってはまさにそこを狙っていくことがロボット産業集積への近道と思っている。

そして、委員指摘のとおり地元の企業の中でも気づいていない会社が非常に多くあると感じている。そのために来年度ロボット産業推進協議会を立ち上げ、産学官のロボット関係者、関心のある方を集めて一緒に勉強していきたい。特に、自分のところの手持ちの商品、例えばモーターを持っている事業者が、ロボットに売れる売り方がわからない、売り文句がよくわからないことが問題だと思っているので、県外のロボットメーカーもしくは展示会の見学を通して自分のモーターに少し手を加えるだけでロボット産業に参入できるという気づきを与えていきたい。

三瓶正栄委員

県内には南相馬ロボット産業協議会、いわきロボット研究会と2つのネットワークがあると認識していた。議案説明の中で産学官から成るふくしまロボット産業推進協議会を新たに設置することであり、まさに県全体を網羅する話だと思う。その意味では大変よかった。ただ、廃炉ロボットや災害用ロボットの開発過程で生まれる要素技術、これはほかの分野にも適用できるのではないか。それを期待しているが、その点についても聞く。

ロボット産業推進室長

廃炉ロボットや災害対応ロボット研究の過程でさまざまな分野に応用できるものが生まれてきていると思う。例えば、除染もしくは廃炉ロボットを研究開発する過程で、ロボットではないが除染そのものの装置や、災害対応のための装置に使えるということで災害対応装置や除染の装置のメーカーから展示会中に引き合いがあったとの声も聞いている。今後展示会なども開催していくが、ロボットだけと狭い視野で捉えずに幅広い企業を呼んで商談をまとめていきたい。

三瓶正栄委員

ロボットに使える高い技術を持つ企業が県内にあるか。

ロボット産業推進室長

ロボットの要素部品についてだと思うが、高い技術を持っている企業はたくさんある。特に具体的な事例を一つ挙げる

と、例えばドローンは今ロボット業界でも注目されているが、バッテリーがもっと軽くないか、丈夫にならないか、大容量にならないかとの話をもらっている。これまでのドローンのバッテリーは例えば携帯電話のバッテリーを流用してつくったようなものなので、ドローンに必要な大容量もしくは頑丈さを備えているものではない。こういったところを、先日地域復興実用化開発等促進事業費補助金でドローンも開発している企業が講演した中でバッテリーもこういったものが必要であると話をした際、終わった後に企業がぞろぞろ並び、「私こういうバッテリーがつかれるので、あなたのところのドローンに搭載してみませんか」との話をもらったそうである。

気づいていないだけでロボットに使える部品は意外とあるのではないかと、そういうところを発掘するのもロボット産業推進協議会の役目だと思っているので、そこで進めていきたい。

吉田英策委員

避難した事業者が避難元や避難先で事業再開することへの手厚い支援が必要だとの立場で聞く。先ほども紹介した商工会のアンケートで、避難した事業者の約半分が休業状態に陥っているとある。その中で、避難元で再開するのは20%、避難先で再開を希望する事業者が31%に上るとの数字があった。こうした事業者への引き続き支援についてはどういう考えか。

経営金融課長

商工会で先日発表した避難区域内の商工業者に係るアンケート結果について、官民合同チームで事業者を訪問している数値と多少違いがあるが、おおむね傾向としては合っていると思う。

官民合同チームが平成27年8月に発足して、いろいろな事業者を訪問している。その声をもとにして国で来年度のことや予算まで含めると、総額で今300億円を自立に向けた支援策として予算化しており、原子力被災事業者事業再開等支援補助金についてはそのうち総額で112億円を充てる予定になっている。設備投資についてはその補助金で初期投資を支援し、その後どうするかについては300億円のうちの72億円を、例えば市町村を通してプレミアムつき商品券を発行したり、住民が割引で商品を地元の方から購入する際にその事業者に対して支援する。本県だと原子力損害対策課で市町村に交付しているものもあるので、そちらで支援しながら需要を喚起していくことが一つある。

それから、地元には高齢者がたくさんいることもあり、なかなか出かけられないので、商店街や病院への移動サービスに対する支援も自立支援の中で措置されている。これについては今の予算が1億4,000万円だが来年度は帰還する方がふえることも想定されるので、その倍ぐらいに拡充しながら支援していく。

それから帰還する事業者が少ない状況もあり、官民合同チームの中に専門のコンサルタントが60名ほどいて、経営の指導をしながら経営改善を進めていく事業も行っており、赤字だった小売業が商品の陳列の仕方を変えたり、経費の見える化をして黒字化に結びつけたりしている。もう一つが、地域内だけではなく地域外にも商品売っていくため、特に6次化産品について地域外の方にも販路を広げていく事業も行っている。

直接的な赤字補填についてはなかなか難しい部分もあるが、周辺の需要喚起や販路開拓、移動サービスにより地元に来て商品を買ってもらうなどの取り組みをしながら、事業者の支援を今後とも続けていきたい。

吉田英策委員

さまざまな事業者支援は必要だと思う。アンケートによると、再開した事業者で利益を確保できないところが7割もある。また、利益が5割減ってしまったところが4割近くある。需要喚起や移動サービスへの支援、地域外に売っていくための販路の拡大といった支援は当然だが、そうした利益が減ってしまった7割の事業者への直接的な支援は何かできないか。

経営金融課長

事業者に対する赤字補填という話かと思うが、実は去年6月の政府要望の際にも国に対して赤字補填的なものができないかと要望した経緯はある。国の説明だと本県の特異性は当然あるが、熊本県も含めてほかの被災地を考えた上でなかなか難しいため、先ほど述べたような事業に国として予算をつけて、それをもって支援をしていきたいと回答を受けている。

吉田英策委員

引き続き国への要望と、県独自のそうした条件の施策もぜひお願いしたい。

もう1点だが、県内復興のためにいろいろな研究拠点、ハード面で施設がつくられていて、商16ページでも科学技術振興としてさまざまな支援が出ている。今度の県の予算では復興関連の国からの支援が大分減らされている。これを見ても補助金で県の基金の取り崩しが結構ふえていると思う。今後の、こうした施設の運営に対してどのように考えているのか。

医療関連産業集積推進室長

拠点整備であるが、医療分野については昨年9月に県立医科大学に創薬関係の医療－産業トランスレーショナルリサーチセンター（TRセンター）が立ち上がった。その後、11月には郡山市にふくしま医療機器開発支援センターという、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する我が国初の施設が立ち上がった。

これら2つの施設の運営だが、県立医科大学に立ち上がったTRセンターについては研究費と運営費を含め国から10年分の事業費が県に来ている。平成32年度から自前で運営できる体制で今臨んでおり、県が後で金を出すことは現在考えていない。郡山市に立ち上がった医療機器開発支援センターについても、大体年間7億円の事業費を要することになるが、開所5年後には歳入歳出同額の運営にこぎつけ、32年以降は独自の財源で運営していくことを考えており、県に余り負担がかからない運営を考えている。

吉田英策委員

一つ一つの事業を支援して、最終的には県民負担にならないようにしてもらいたい。

太田光秋委員

ロボットテストフィールドの話があった。平成28、29年と予算をつけて、30年から順次開所していき、協議会もできるとのことである。その中で、これから人材の育成が大切だと思うが、考え方を聞く。

ロボット産業推進室長

ロボット産業の人材育成については、企業、大学、高校とさまざまなレベルが考えられる。先ほど述べたロボット産業推進協議会の中で、企業向けには、ロボットが廃炉、除染作業、災害対応、時には医療現場、そして農業、測量にドローンが使われたりと、いろいろな現場で使われるので、例えば医療現場ではこの程度清潔でなければいけないといった現場の常識を知らないと開発できない。そういったところや企業が自分の商品をどう売ったらよいかを一緒に勉強し、企業を教育することを考えていきたい。

また、実際にロボットを開発するレベルの技術者については、これは若手や大学生のレベルだと思うが、現在会津大学に研究を頼んで、ロボットの開発が効率化できるソフトウェアや教材キットを開発してもらっている。これを横展開して、県内の大学生や若手の技術者を教育していきたい。

そして高校生は教育庁で工業高校のカリキュラムをいろいろ考えている。例えば小高産業技術高校では来年度から電気電子制御部分を手厚くやっていくとの話を聞いているが、これに加えて、例えば南相馬市と協力して、ドローンやロボットの現物を高校に持ち込んで企業が特別の講義をしたり、高校生と一緒に実験を行うなどの取り組みを今模索しているの

で、実際に授業だけではなくロボットに触れてもらうことで学生の関心をもっと引きつける活動をしていきたい。

太田光秋委員

高いレベルから県内の地場の会社でつくり上げていく方々への教育、人材育成をしていくことが大切だと思う。技術専門校があるが平成28年、29年を見ても予算は全く変わっていない状況である。その中で、ロボットテストフィールドにかかわる人材育成は、将来的なものを含めて技術専門校はどのようにやっていくのか示されたい。

産業人材育成課長

テクノアカデミー浜については、成長産業分野として現在、計測制御工学科で遠隔制御、太陽光発電等の実習をしている。また、テクノアカデミー郡山ではロボット関連で組込技術を学んでいる。先ほど話が出たように、地元企業の方々が新たにロボット関連産業に参入したいとの声を聞いている。テクノアカデミーでは在職者訓練ということで一般の企業に在職者向けの訓練をしているが、その中でしっかりとロボット関連の訓練を導入していきたい。

太田光秋委員

在職者訓練とロボットテストフィールドの話になるとややこしくなる。浜に関して言えば、電子制御をやっていき、新たな技術者も育成していくとのことだと思う。予算が見えないと小高産業技術高校に追いつかない。よろしく願う。

佐藤雅裕委員長

航空宇宙産業だが、まだそこまでいけていないということで、新しい産業の創出という形ではなく、枠組みとしては中小企業支援の中で予算もずっと入っていた。きょう示された商工業振興基本計画の中ではきちんと成長産業の創出と位置づけられたので、ほかの再生可能エネルギー、医療、ロボットと同等に来年度はしっかりと航空宇宙産業も推進していくことでよいか。

部参事兼商工総務課長

資料記載のとおり、柱立て2の④に新たに航空宇宙関連産業を盛り込んだので、しっかりと対応していきたい。

佐藤雅裕委員長

この間自民党で東京大学の生産技術研究所に行ってきた、航空機産業でCMI（先進ものづくりシステム連携研究センター）という組織をつくっていると聞いた。新年度の航空宇宙産業の支援に関しては認証の支援が主体の予算になっていると思うが、CMIは機体メーカーも製品を納入している会社も入って、いろいろなマッチング、技術の開発を一緒にできる非常に大きなメリットを持っている組織である。当然それに入っていくために、それなりの金もかかってくるし、認証取得もそうだが、そういったところに対しての支援、具体的にそこにやる気のある会社に入ってもらってよいのではないかな。

企業立地課長

航空宇宙関連産業の集積、育成で特に実務的な部分になるかと思うが、新規参入に当たって認証取得が前提となってくる。平成28年度においては、認証取得に当たって個別のコンサルティング会社と委託契約して、合計4社が取得に向けて個別指導に入っている。こういった企業が29年度には実際に認証を取得したいと、取得申請をして審査を受けている実態もあるので、取得を後押しする意味でも認証取得に係る審査料について支援するために、補助事業という形で支援措置を講じていきたい。また、新たに数社、認証に向けて取得を希望している企業もあるので改めてコンサルティングの支援を

していきたい。

さらに、東京大学のCMI活動についても、従来だと重工を中心に大手企業の研究開発を中心に行っていたが、新年度からは逆に中小企業も含めて研究会活動を充実させ、中小企業の技術力の向上と中小企業への技術力の移転も含めて活動すると聞いている。県内企業でそういった活動にぜひ参加したいとの声も聞いている。

実際参加するに当たっては、研究会の負担金等の費用も発生するので、我々としては技術力の向上、移転をして県内に根づいてもらいたいとの思いもあり、こういった費用についても補助事業を創設し、具体的に支援するなど航空宇宙関連産業の集積、育成に積極的に努めていきたい。

佐藤雅裕委員長

ぜひよろしく願う。

(3月10日(金) 企業局)

吉田英策委員

企業局会計は本来独立採算で、工業用水も工業団地の販売も収支がとんとんにいくのが基本だと思う。今回一般会計からの繰り入れがあり、先ほども説明があったが、もう少し詳しい中身と、一般会計からの繰り入れで計上した金額は一般的に認められている範囲の金額なのか聞く。

経営・販売課長

一般会計からの繰り入れという話であったが、地域開発事業会計の一般会計補助金についてでよいか。

吉田英策委員

よい。

経営・販売課長

地域開発事業会計で12億2,573万円を一般会計補助金として計上している。これについてはいわき四倉中核工業団地第2期整備に係る補助金となっているが、内容的に2つある。

まず一つは、企業債の利子補給金として3,224万9,000円が含まれている。これは例えば市町村が工業団地を整備する際に商工労働部から利子補給金を受けているが、その制度に基づくものである。

もう一つが、いわき四倉中核工業団地第2期に係る整備事業費と分譲収入との収支差の損失補填で11億9,348万1,000円となっている。四倉2期については浜通りの復興を加速させるための団地として企業局が整備を進めているが、計画当初から2期の損失については1期の分譲収入をもって充てると関係部局の中で整理されており、それに基づく補填となる。

なお、先ほど説明したとおり、企業局では商工労働部から1期の分譲活動について業務委託を受けている。その分譲活動の中で実際に分譲した区画として、6区画で12億4,400万円ほど実績を上げている。

吉田英策委員

議案第135号について、知事部局もおとといの教育委員会でも人事評価制度を職員の給与に反映するとのことである。これは勤勉手当とのことだから、ボーナス分に反映させるのだろうか、中身を詳しく説明願う。

経営・販売課長

議案第135号については、地方公務員法が改正になり平成28年4月に施行されたが、その中の第23条第2項に「人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する」と規定されている。地方公務員法の規定は我々企業局職員にも適用されるので、法の規定に基づいた制度の導入になる。あわせて給与への反映も法に規定されているので、今回それに基づき、内容については知事部局と同じ内容で制度を給与に反映すべく、関係する部分の条例改正をお願いするものである。

吉田英策委員

面談して評価を給与に反映するとのこと、これは企業局独自で面談を行って反映させることになるのか。

経営・販売課長

評価については知事部局と同じ形で行っている。まず、期首面談においてそれぞれの担当業務の目標を定め、期末においてその目標にどこまで達成したかを評価の基準にしている。

先ほど説明が漏れたが、この評価制度の導入及び給与への反映については、企業局においても知事部局とは別に労働組合があり、その労働組合に対して内容を説明して同意を得ている状況である。

吉田英策委員

地方公務員法で決まっていることだと思うが実施については恣意的にならないように願う。

宗方保委員

鏡局長に所感を聞きたい。

局長と出会ったのは監査委員事務局だが、県内の会津から浜までいわゆる公所を含めて歩いてきた。昼飯をどこに行くのか楽しみだったり、夜もよく酒を飲んでいろいろな話をしてきた。以来、土木部政策監、会津地方振興局長、最後は土地を幾ら売ってももうからない企業局と、県政における仕事をフルコースで歩いてきたはずだが、聞くところによると退職されるとのことである。長いつき合いの中で苦勞に心から感謝したい。

そこで県職員時代を振り返り、最後に企業局長としての所感を含めて話してほしい。よろしく願う。

企業局長

まだ終わったわけではないが、1年間、本委員会の皆様にはお世話になり、感謝する。まだ3月が残っているため引き続きよろしく願う。私が県庁に入ったのは昭和56年で、36年間を振り返ってみると短いのか長いかわからないが、終わったのだなという気がする。昭和56年というのは新幹線がまだ通っておらず、次の年に東北新幹線が開通したので、振り返ると大分時間がたったと思う。

今やめるに当たってほっとした気持ちが半分と、最初はこのバッジ（記章）をつけるのが嫌だったが今はとても愛着があり、このバッジもあと3週間で外さなければならないのは寂しい。

若いころは、議会を余り意識しないで思うように仕事をしていたが、議会の存在を意識するようになったのは昔の係長、今で言えば主任主査になったころからである。何か決めるに当たって、これは議会に対してきちんと説明できるのか、あるいは何か問題があったとき、これはまず議会に説明しなければならないと、常に議会の意識しながら仕事を進めてきた。だからこそいろいろ勉強したし、あるいは冷や冷やししながら説明に行ったときもかえって励ましの言葉があり、激励してもらってありがたかった。議会の方々には育ててもらったと感謝している。

退職しても、県とつき合いのあるところに行くことになっているため、引き続きよろしく願う。また企業局も来年度はいよいよ四倉2期が完成するため、それに向かって一生懸命販売を行っている。工業用水道もまだまだ需要拡大に向けて

一生懸命取り組んでいくので、引き続きよろしく願う。

三瓶正栄委員

東北住電精密（株）について1点聞く。先般整理予算のときに一般的事項と思い聞かなかったが、社員はどのくらいいるのか。また、地元雇用をどのくらいの割合で予定しているのか。

販売推進担当課長

東北住電精密（株）は田村西部工業団地の三春町の部分に立地が決定しているが、現在建設工事を順調に進めており、5月の上旬には竣工の運びと聞いている。本格操業は12月ごろとのことだが、その中で現在40名程度の正規職員を雇用することで進めており、工場長など一部の職種を除いてはほとんどが地元雇用と聞いている。特に来月4月2日には、地元高校生7名が就職する入社式を現地で挙げる予定で、今後とも地元雇用を中心に考えているとの話を聞いている。

三瓶正栄委員

田村西部工業団地については、たしかA、B工区で120haあったと思う。この東北住電精密（株）の創業により完売ということでしょうか。

販売推進担当課長

「実質的な完売」という言い方をしたい。現在東北住電精密（株）は、昨年2.4haの土地を買い、残り1.1haは第2期の取得ということで県と立地協定を締結している。そこを「未分譲」という表現にしたいと思うが、実質的には完売と理解願う。

（ 3月13日（月） 労働委員会事務局）

三瓶正栄委員

労働経済の状況について2、3聞く。

まず、平成28年の新規求人倍率と有効求人倍率について聞く。

（「所管外ではないか」との声あり）

次長兼審査調整課長

労働委員会は労働組合法に基づく労使紛争の解決支援機関となっており、争議等の調整、あっせん等で当事者間の紛争を和解に導いている。さらには出前講座や労働相談といった未然防止に係る業務を主に行っている。

三瓶正栄委員

労働委員会の活性化に向けた取り組みについて、先ほどワークルール出前講座の説明があったが平成28年度の実績について聞く。

次長兼審査調整課長

ワークルール出前講座だが、先ほど局長の説明があったとおり今年度20回開催した。内訳としては高校が13校、うち県立が10校、私立が3校で、実業系の高校や定時制の高校など、すぐ社会に出る子供が多い学校の応募が多かった。また、大学が会津大学、会津短大、福島大学の3校、専門学校はテクノアカデミーの3校で実施した。そのほか労働組合で1件

実施し、合計20件となっている。

吉田英策委員

三瓶委員と関連するところもあるが、ワークルールの件で聞く。

20回を数えるとのことで大変であるが、まず、ワークルールの特徴は何か。ホームページで見たら、受講した方が労働契約は口頭でも有効だとか、ブラック企業はやはりおかしいと感想として出したり、またパワハラについても企業にそれを正す責任があるという基本的なことを講座で若い人たちが学ぶ場になっている。これから巣立っていく人たちが、基本的な労働のルールを学ぶ機会になっているということでも有効だと思っている。今後はどういうことを中心に講座を進めていくのか。

次長兼審査調整課長

出前講座は15人の労働委員も積極的に取り組んでおり、子供たちに合わせてクイズ形式などわかりやすく飲み込みやすい話をしたり、さらには働くときの心構えまで踏み込んで説明したり、労働委員には大変協力してもらっている。今後アンケート等を参考にして、よりわかりやすく基本的なことをどう頭の中に入れてもらえるかを労働委員と議論しながら中身を充実させていきたい。

吉田英策委員

ぜひ充実願う。

これから働く働き手に対していろいろな法令を教えていくと同時に企業側、使用者にも労働契約、労働のルールの啓蒙は必要だと思う。この前、労働委員会の会長就任の文書で使用者に対してもきちんとしたルールを知ってもらおうのが大事だというコメントを見つけてそのとおりで思った。今後、企業側、使用者への計画はあるか。

次長兼審査調整課長

委員指摘のとおり、会長も使用者側に基本的なルールの欠如が見られるので、その辺もきちんとやるべきだとのことである。困りごと相談やPRにあわせて商工会議所や商工会連合会、それから労働委員会の使用者委員には経営者協会の幹部もいるため、そういったところに直接行ってPR、広報等のお願いは今もしているが、現状ではまだ応募がないので、引き続き継続的に努力していく。

吉田英策委員

ぜひ努力願う。企業には、大きな企業も1人、2人を使用するような小規模事業所もある。大きいところは、問題があるところもあるとは思うが、使用者がいろいろなルールにのっかっており、より小さなところではなおさら労働規約を遵守することが抜けてしまうと感じている。例えば、社会保険加入について小規模だと事業を営むのに大変なところもあるのだろうが、1人でも使用者を雇用すれば社会保険に加入するのは一般的な義務だと言われている。そういうことがなかなか行われない小規模事業者もいるので、啓発は必要だと思うが、それについてはどうか。

事務局長

本当にそのとおりで感じており、特に労働相談を受けていると、パートだから全く年休がないとか、使用者も悪意ではなく、わからなくてそういう対応をしているところも多々あるため、使用者の方にもそういうルールを知ってもらうことは大切だと思う。

また、今次長から説明したようにいろいろPRをしたり、さらに昨年の11月には企業の方を対象にしたセミナーを開催

した。労働者が安心して働けるような環境づくりが必要であるため、そのようなテーマとか、ハラスメント対策、メンタルヘルスケア、最近人間関係で悩んでいるとの相談もふえているのでそういうところも使用者側が一生懸命やってほしいという内容でセミナーを開催し、企業からも大分参加があった。いろいろな機会を捉えながら使用者にも理解が得られるように取り組んでいきたい。

桜田葉子委員

熊川事務局長の所感を聞きたい。

不当労働関係や労働問題に対して労使関係の安定を図ることに取り組んできてもらった。どのように今の社会の働き方を認識するかについて、今県が抱えている少子化対策の中の社会増のためには働き方改革をしなければならないという事務局長の立場で話してもらいたい。

もう一つ、熊川事務局長は何十年と働き続けてこし退職とのことだが、次世代育成対策推進法ができて、働き方改革が平成15年に打ち出されたが、国も県もなかなかそれに取り組むことができなくて、ようやく27年からであった。事務局長においては、その当時社会が求めている人口減少、少子化、子育て支援というルートを積極的に支えてもらったと認識している。ようやく今女性活躍推進法というびっくりするような法律ができた。

もう一つの視点は、何十年と県職員として単身赴任をしながらここまで働き続けてきたその姿は、これから働き続けられる福島の姿に重ね合わせることができる部分だと思うので、ぜひ意見を聞き、今後の施策につなげたい。

事務局長

ありがたい言葉をいただき感謝する。

まず1点目の労働委員会の今果たしている役割だが、不当労働行為や集団あっせんという集団、組合と使用者という対立する立場での紛争は、昭和40、50年代をピークにどんどん減ってきている。それに引きかえて、今は雇用のあり方が非常に多様化しており、パートや嘱託、契約と雇用形態が多様化している中で、労使紛争が非常に個別化しており、労働者がいざトラブルに陥ったときにどう解決していくかわからない、どこに相談してよいかかわからないということをふだん電話相談などを受けて、非常に感じている。

その中で労働委員会として個別の労使紛争もきちんと解決し、未然に防止したいといろいろ事業を進めている。個別の案件に関しては、電話、メール等で相談のあった一件一件に丁寧に寄り添って話を聞き、その方がどうしたいのかをまず聞いてその意向に沿った解決に向けてアドバイスをしたり、あるいは励ましたりといったことをしてきた。またあっせん、裁判のように白黒つけるわけではないが、労働者の言い分を十分聞いて、使用者にも言い分があるので、両方の言い分をきちんと聞いて、労働委員会の三者構成の一番よいところだが、それぞれの立場を尊重しつつ解決をしていく、折り合って話し合いの中で解決していく道を探りながら取り組んでいる。

また未然防止については労働相談もあったが、出前講座で学校や大学に行って、これから労働者になるかもしれない、また将来は使用者になるかもしれない方々に、守らなければならないルールがあり、その上で権利もあると理解してもらおうよう、非常に地道ではあるがそういうことを重ねていくことによって働きやすい環境が作られていくのではないかと考えており、幾つか成果も出ている。そういうことで労働委員会としてこれからも取り組んでいくべきである。

後半の部分だが、37年前に県職員になり、最初はいろいろわからないことがあったが、職場の同僚や議員にも話を聞いたり、またディスカッションする中で、より県民がどういうことを求めているのかを考えながら、少しではあるが政策や事業化できたことは本当にうれしかった。また女性として、採用も少なかつたし、別に男女で分けるわけではないが、女性特有の視点もあるし、子育てしながら働くことも身をもって経験しているので、そういう人たちの意見を十分聞いてもらう、また県政の執行部にも女性がいれば、これから反映していけるのではないかと痛感している。

各委員とはいろいろ話をし、県職員生活として大変充実して全うできたことを感謝する。

桜田葉子委員

単身赴任で何十年と働いたと思う。これから女性活躍推進法に基づき推進計画を立てる中で、女性の働く環境という視点は熊川事務局長がモデルになるので、今後とも活躍を祈っている。

（ 3月13日（月） 議員提案条例第110号「福島県中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」審査）

桜田葉子委員

平成26年6月に国において小規模企業振興基本法が成立した。その当時、県の地方公共団体としての責務が規定されていたが、今回議員提出になったことは、小規模企業に対して光を当ててもらったと心から感謝する。

さかのぼると、本県においては中小企業振興基本条例が10年前に制定されている。そこから今の社会はいろいろな変化がある。ましてや今に見合った、今の社会を捉えた働き方改革という視点からも女性活躍推進法など法律ができて、社会の情勢が刻々と変わり、どんな働き方が求められていくのかが、少子化対策、人口減少対策にもつながると理解するわけだが、今この条例をつくらなければならなかった社会をどのように捉えているのか。

高野光二議員

説明の中で述べたように時代背景の中で小規模企業者自体が大変な状況に陥っている。今まで小規模企業者を十二分に救える条文になっていなかったということで、今回、本条文を改正するに当たって中小企業に加えて小規模企業と明確に条文の中に盛り込む内容になっている。

桜田葉子委員

本県の現状は中小企業99%のうち小規模が86.5%であり、小規模企業を明確にしていくとのことだが、この条例案を踏まえて具体的施策にどこの部分でつなげようとしているのか。条例ができたことで具体的施策に展開されることが明確に浮き彫りになることにより、条例の必要性がさらに浮かび上がると思うので、説明願う。

宮川政夫議員

条文の前段にあるように、小規模企業については事業の継続的、多様な発展が図れるような支援が必要なことは説明のとおりである。改正によって、議会及び執行部はもとより市町村、企業、団体、県民等に明確なメッセージをまず送ることができる。さらにそれによって具体的な施策が図られやすくなり、本県の小規模企業の復興につながる具体的な施策が市町村独自で今後打ち立てやすくなると考えている。

佐久間俊男委員

本条例の見直しに当たり、検討の中で企業及び関係団体からどのような意見を聞いたのか。

水野さちこ議員

今回の改正の背景としては、先ほどから話が出ているように平成26年6月に小規模企業振興基本法が制定され、これを受けて、やはり小規模企業の振興のための条例改正が必要ではないかと関係団体から要望があったという経緯がある。なお、条例の根幹にかかわる改正ではないことから、パブリックコメントとして、公衆の意見を事前に広く聞くといったことはしていないが、各党派または議員において企業や関係団体などさまざまな意見を聴取しており、それを踏まえ、いた

だいた意見を反映した改正案となっている。

三瓶正栄委員

ほかの都道府県はどのような状況なのか。また、ほかと比較して本県の改正案の特徴はどのようなものか。

大場秀樹議員

ほかの都道府県のうち中小企業振興に関する条例を制定している道府県が43ある。そのうち小規模企業に関する規定を設けているところが28道県である。また28のうち、小規模企業のみを対象とした条例を制定している道県が3つある。

また、本県の改正案の特徴としては、近年、新たに条例を制定した宮城県や栃木県と同様に「中小企業・小規模企業」という表現を条例の名称、前文、本則において全体的に用いていること、また、若年者の就職及び定着など本県の課題やあるべき姿へ向けた施策などを幅広く規定している。

太田光秋委員

まず11回もの会議を開き、中小企業、小規模企業を守り育て、振興を図るために検討会を開催した皆の情熱に対して敬意と感謝を述べる。

第8条第2項第4号、5号に、前段からある「再生可能エネルギーを中心とした産業構造の確立」、また「最先端の医療関連産業の集積」が掲げられている。これは以前からあり、今回第1項第12号で「成長産業の振興を複合的に強化し」とある。今、イノベーション・コースト構想を初め、ロボット産業、航空宇宙産業等、県としても新たな産業の育成を図っているが、考え方としては、この第2項第4号、5号とともに、今後のものは第1項第12号のほうで展開をするということか。その辺を説明願う。

鈴木智議員

委員指摘のとおり、ロボット産業、航空宇宙産業はこれから本県において取り組むべき施策と認識しており、議論にも出てきた。これを一つ一つ加えていく考え方もあったし、確かにこのつくりは東日本大震災を受けて改正した経過があり、そのときに当時の議員の議論の中でさまざまな産業が加えられていった経過も理解している。ただ、ロボット産業、航空宇宙産業は非常に重要であるが、本県はこれらにかかわらず、さまざまな新規産業にチャレンジしていくべきではないかとの意見もあった。本県独自の取り組みを伸ばしていくために、あえてロボット産業、航空宇宙産業にこだわらず、さまざまな産業という意味で成長産業という言葉を入れたら、県の取り組む姿勢を明確にすべきと考えた。

(3月16日(木) 商工労働部)

雇用労政課長

お手元の「福島県次世代育成支援企業認証の企業数」をごらん願う。3月9日の委員会において提出を求められていた県内企業に占める次世代育成支援企業認証取得企業の状況について説明する。

商工労働部としては家庭と仕事の両立ができ、男女がともに働きやすい職場づくりの取り組みを広めるために、よりよい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を県が認証する制度である次世代育成支援企業認証を取得する企業をふやすことが重要と考えている。このため、現状の認証企業数586社を平成32年度までに900社以上にふやすため、県内企業や経済団体を訪問し、認証取得について働きかけを行っている。具体的な取り組みとしては、県内企業はお手元の資料のとおり6万1,636社あるが、まずは従業員の比較的多い企業から訪問活動を行い、認証取得を促進することにより県内企業に広めていきたい。こうした取り組みを通して女性が活躍できる職場づくり、仕事と家庭の調和がとりやすい働きやすい職場

環境づくりをしっかりと行っていく。

桜田葉子委員

これはパーセンテージでないと意味がない。586社は既にわかっており、大企業、中小企業の中でこれが何パーセントか。

佐藤雅裕委員長

何パーセントかは出るか。

雇用労政課長

全体で6万1,636社あり、そのうち586社なので0.9%である。